【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月9日提出
【計算期間】	第45特定期間(自　2025年1月11日至　2025年7月10日)
【ファンド名】	イーストスプリング米国高利回り社債オープン
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤　輝幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	岡本　みのり
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング
【電話番号】	03-5224-3400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的
当ファンドは、主として米国の高利回り社債に実質的に投資することにより、高い金利収入の確保とともに、証券の値上り益を追求し信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信	内　外	その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年１回	グローバル		
一般				
大型株	年２回	日本		
中小型株				
	年４回	北米		
債券			ファミリーファンド	あり
一般	年６回（隔月）	欧州		（　　）
公債				
社債		アジア		
その他債券	年12回（毎月）			
クレジット属性（　　）		オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他（　　）	アフリカ		
その他資産（投資信託証券（債券　社債））		中近東（中東）		
資産複合（　　）		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券　社債））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

＜商品分類の定義＞
1. 単位型投信・追加型投信の区分
(1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
(2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
(1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
(1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞
(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞
1. 投資対象資産による属性区分
(1)株式
①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(2)債券
①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
(3)不動産投信
これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
(4)その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
(5)資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
2. 決算頻度による属性区分
①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型
①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

1 米国の高利回り社債を実質的な主要投資対象とし、高い金利収入の確保とともに証券の値上り益の獲得を目指した運用を行います。

- 原則として投資時において、S&Pまたはムーディーズのいずれかにより、B−*相当以上の格付けを得ている米ドル建ての高利回り社債を中心に投資を行います。　※S&Pにおける「B−」、またはムーディーズにおける「B3」。以下同じ。

「社債」とは：
企業がその信用力を裏付けとして資金調達のために発行する債券のことです。多くの社債は発行企業が籍を置く国の国債に比べて、通常信用リスクが高くなります。社債の利回りは、投資者が信用リスクを取る対価として得られる上乗せ金利（スプレッド）の分だけ、国債に比べて高くなっています。一般に、高利回り社債（ハイ・イールド社債）は投資適格社債と比較して信用リスクが高いため、利回り水準が高くなる傾向にあります。

「高利回り債（ハイ・イールド債）」とは：
債券およびその発行体等のなかには、債務履行（元本および利子の支払い）の確実性の程度により、第三者機関によって格付けされているものがあります。一般に、BBB−相当以上に格付けされている債券は「投資適格債」、BB+相当以下に格付けされている債券は「高利回り債（ハイ・イールド債）」などと呼ばれます。

<格付けのイメージ>

※格付けの表記には例としてS&Pのものを使用。+／−の符号は省略。

2 マザーファンドの運用は、ピーピーエム アメリカ インク（PPMA）が行います。

- 債券運用のスペシャリストとして安定運用を基本とするPPMAに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。ただし、国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。
- 格付機関や外部のアナリストの評価に依存せず、クレジット・アナリスト・チームが徹底した個別銘柄の調査・分析を行います。ポートフォリオ・マネジャーは、企業評価に加えて業種および個別銘柄の分散に配慮した銘柄選択およびポートフォリオ構築を行います。

ファンドの仕組み

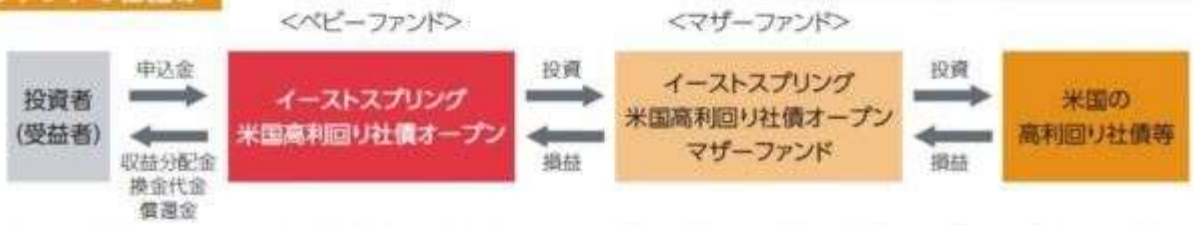

・当ファンドは、ファミリーファンド方式を採用し、「イーストスプリング米国高利回り社債オープンマザーファンド」への投資を通じて、主として米国の高利回り社債に投資します。
・「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

3 運用プロセス全体にわたってリスク管理を徹底し、投資リスクの低減を図ります。

- PPMAでは、ボトムアップによる個別銘柄の分析に加え、トップダウンによる政治経済情勢等のマクロ分析や定量的なポートフォリオ分析を組合せることにより、リスク管理を徹底します。
- ポートフォリオの構築に当たっては、業種および個別銘柄の分散により、リスクの低減を図ります。
- 組入後、S&PまたはムーディーズのいずれかによりB−相当未満に格下げとなった債券を継続保有することは可能とします。ただし、保有する債券がS&PおよびムーディーズのいずれからもB−相当未満に格下げとなった場合には、原則として3ヵ月以内に当該債券を売却します。

<PPMAにおける運用プロセス>

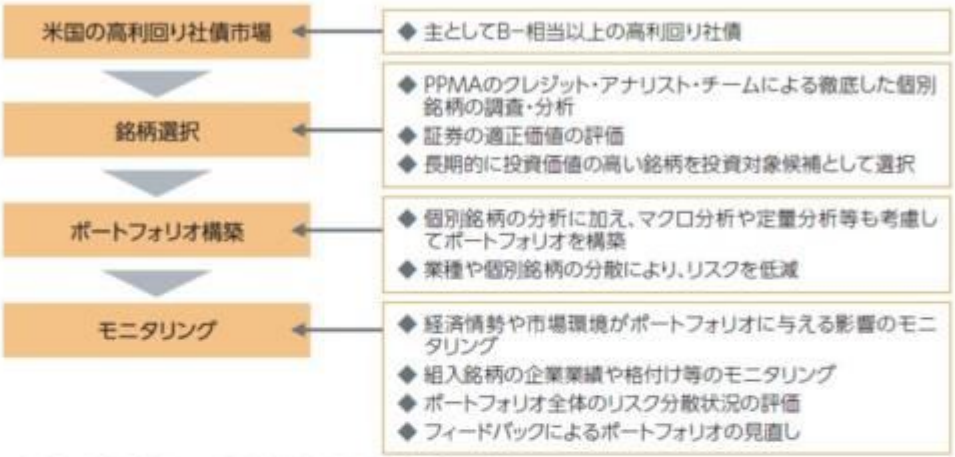

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

4 原則として、為替ヘッジを行いません。

- 実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

5 毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配を行います。

- 原則として、毎決算時に、利子・配当等収益を中心に分配を行います。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、利子・配当等収益に加え、売買益（評価益を含みます。）等からも収益分配を行う場合があります。
- 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

〔 収益分配金に関する留意事項 〕

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

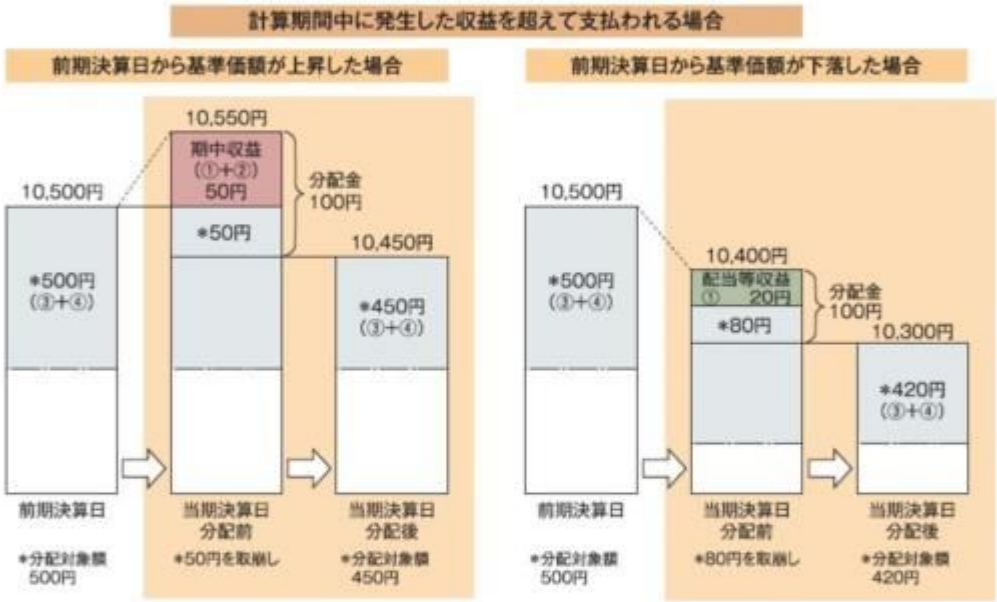

(注)分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①経費控除後の配当等収益　②経費控除後の売買益・評価益　③分配準備積立金　④収益調整金

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

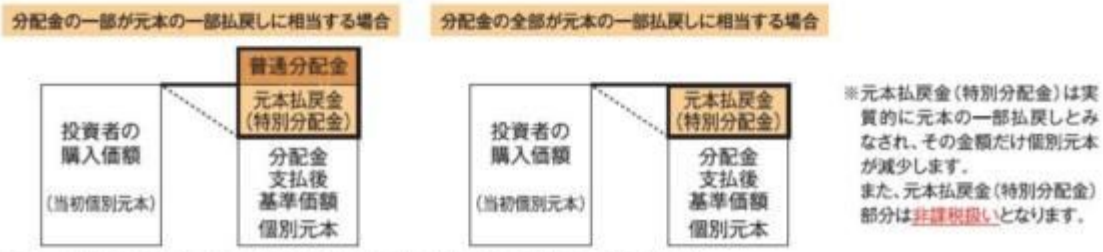

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

④　信託金限度額
・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2003年1月30日
・ファンドの信託契約締結、運用開始
2012年 2月14日

・ファンド名称変更
新名称：イーストスプリング米国高利回り社債オープン
旧名称：ＰＣＡ米国高利回り社債オープン
・マザーファンド名称変更
新名称：イーストスプリング米国高利回り社債オープン マザーファンド
旧名称：ＰＣＡ米国高利回り社債オープン マザーファンド

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

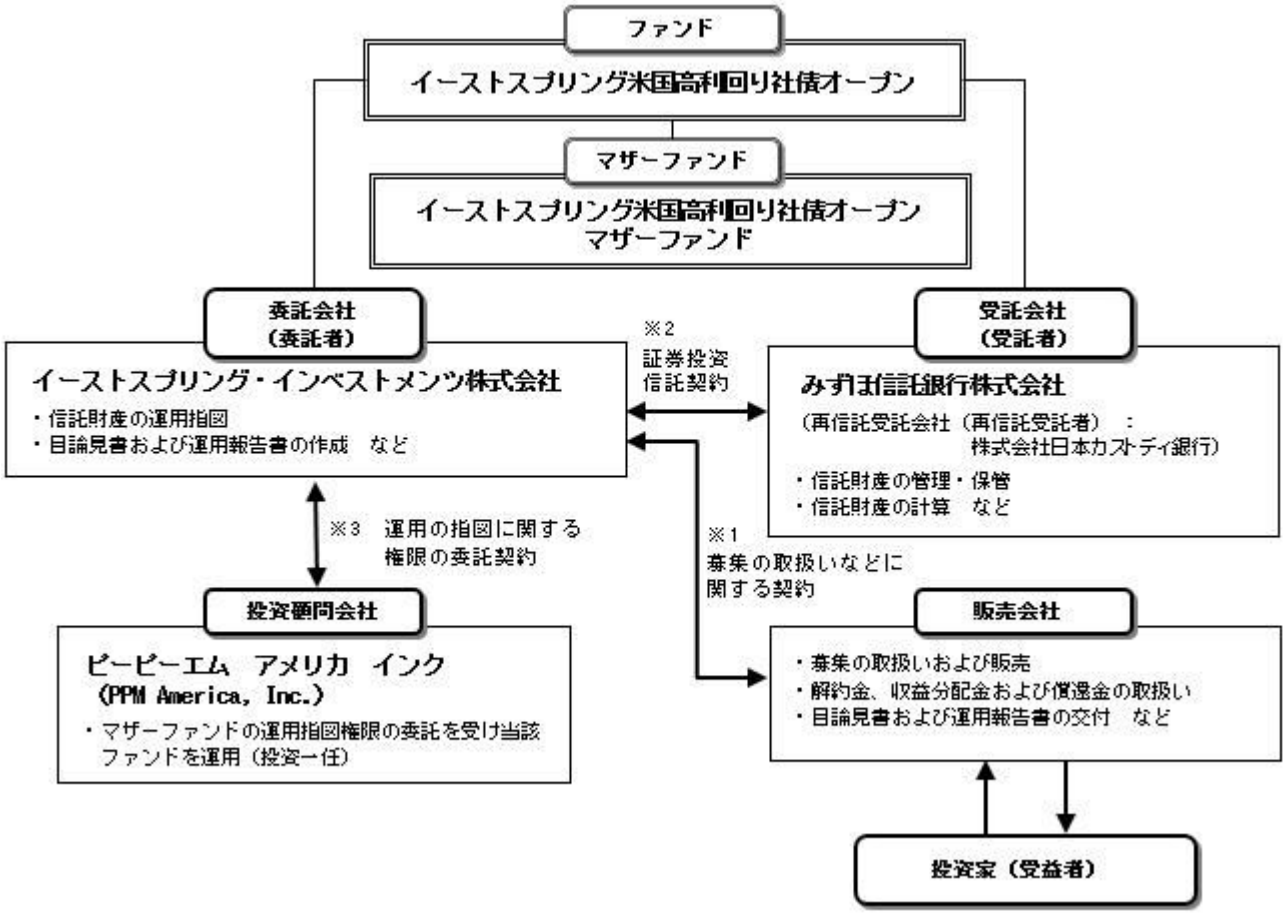

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

②　委託会社の概況（2025年7月末現在）

１）資本金
649.5百万円

２）沿革

1999年12月	「ピーピーエム投信投資顧問株式会社」設立
2000年 1 月	投資顧問業の登録
2000年 5 月	投資一任契約にかかる業務の認可を取得
2000年 5 月	証券投資信託委託業の認可を取得
2002年 1 月	ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更
2007年 9 月	金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録
2010年12月	ＰＣＡアセット・マネジメント株式会社へ商号変更
2012年 2 月	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更

３）大株主の状況

株主名	住　　所	所有株式数	所有比率
イーストスプリング・インベストメンツ・グループ・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール共和国018936、ストレイツ・ビュー　7	23,060株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の高利回り社債に投資します。当ファンドは原則として投資時において、Ｓ＆Ｐまたはムーディーズのうち1社以上の格付機関からＢ－相当以上の格付（Ｓ＆Ｐにおいて「Ｂ－」以上、あるいはムーディーズにおいて「B3」以上）を得ている債券に投資を行い、高い金利収入の確保とともに証券の値上り益の獲得を目指した運用を行います。なお、組入時Ｓ＆ＰおよびムーディーズからＢ－相当以上の格付を取得していたものの、組入後いずれか1社の格付がＢ－相当未満に格下げとなった債券を継続保有することは可能とします。ただし、保有する債券がＳ＆ＰおよびムーディーズのいずれからもＢ－相当未満に格下げとなった場合には、原則として3ヶ月以内に当該債券を売却します。
② ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の評価等に加えて、業種分散に配慮した銘柄選定を行います。
③ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「先物取引等」といいます。)を行うことができます。
④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引を行うことができます。
⑤ ピーピーエム アメリカ インク に実質的に運用の指図に関する権限を委託します。
⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
⑦ 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

＜イーストスプリング米国高利回り社債オープン＞
イーストスプリング米国高利回り社債オープン マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ）有価証券
ロ）デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。）
ハ）金銭債権（イ）およびニ）に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
ニ）約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
２）次に掲げる特定資産以外の資産
イ）為替手形

② 有価証券の指図範囲
委託者は、信託金を主としてイーストスプリング・インベストメンツ株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された「イーストスプリング米国高利回り社債オープン マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１）株券または新株引受権証書
２）国債証券
３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６）資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
８）協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
９）資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10）コマーシャル・ペーパー
11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）から11）までの証券または証書の性質を有するもの
13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有

価証券にかかるものに限ります。）
17）預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21）受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）であって、主として金銭債権および債券を信託財産とするもの
22）資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）であって、主として金銭債権および債券を信託財産とするもの
23）外国の者に対する権利で21）および22）の有価証券の性質を有するもの
なお、１）の証券または証書、12）および17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券および12）および17）の証券のうち２）から６）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）の証券および14）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　投資対象とする金融商品
委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記③の１）から６）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜イーストスプリング米国高利回り社債オープン マザーファンド＞
主として米国の高利回り社債（原則としてＳ＆ＰまたはムーディーズによるＢ－相当以上の長期信用格付を有するもの）を投資対象とします。

①　投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ）有価証券
ロ）デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）
ハ）金銭債権（イ）およびニ）に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
ニ）約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
２）次に掲げる特定資産以外の資産
イ）為替手形

②　有価証券の指図範囲
委託者（委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１）株券または新株引受権証書
２）国債証券
３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６）資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
８）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
９）資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10）コマーシャル・ペーパー
11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）から11）までの証券または証書の性質を有するもの
13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17）預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21）受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）であって、主として金銭債権および債券を信託財産とするもの
22）資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）であって、主として金銭債権および債券を信託財産とするもの
23）外国の者に対する権利で21）および22）の有価証券の性質を有するもの

なお、１）の証券または証書、12）および17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券および12）および17）の証券のうち２）から６）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）の証券および14）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記③の１）から６）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要
＜イーストスプリング米国高利回り社債オープン マザーファンド＞

運用の基本方針	
基本方針	当ファンドは、主として米国の高利回り社債に投資することにより、高い金利収入の確保とともに、証券の値上り益を追求し信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。
主な投資対象	主として米国の高利回り社債（原則としてＳ＆Ｐまたはムーディーズによる Ｂ－相当以上の長期信用格付を有するもの）を投資対象とします。
投資態度	① 主として米国の高利回り社債に投資します。当ファンドは原則として投資時において、Ｓ＆Ｐまたはムーディーズのうち1社以上の格付機関からＢ－相当以上の格付（Ｓ＆Ｐにおいて「Ｂ－」以上、あるいはムーディーズにおいて「Ｂ3」以上）を得ている債券に投資を行い、高い金利収入の確保とともに証券の値上り益の獲得を目指した運用を行います。なお、組入時Ｓ＆ＰおよびムーディーズからＢ－相当以上の格付を取得していたものの、組入後いずれか1社の格付がＢ－相当未満に格下げとなった債券を継続保有することは可能とします。ただし、保有する債券がＳ＆ＰおよびムーディーズのいずれからもＢ－相当未満に格下げとなった場合には、原則として3ヶ月以内に当該債券を売却します。 ② ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の評価等に加えて、業種分散に配慮した銘柄選定を行います。 ③ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「先物取引等」といいます。）を行うことができます。 ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引を行うことができます。 ⑤ ピーピーエム アメリカ インク に運用の指図に関する権限を委託します。 ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑦ 資金動向、市場動向および信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	①　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ②　株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③　同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ④　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑤　同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑥　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑦　先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。 ⑧　スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。 ⑨　金利先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。 ⑩　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

＜委託会社の運用体制および内部管理体制＞

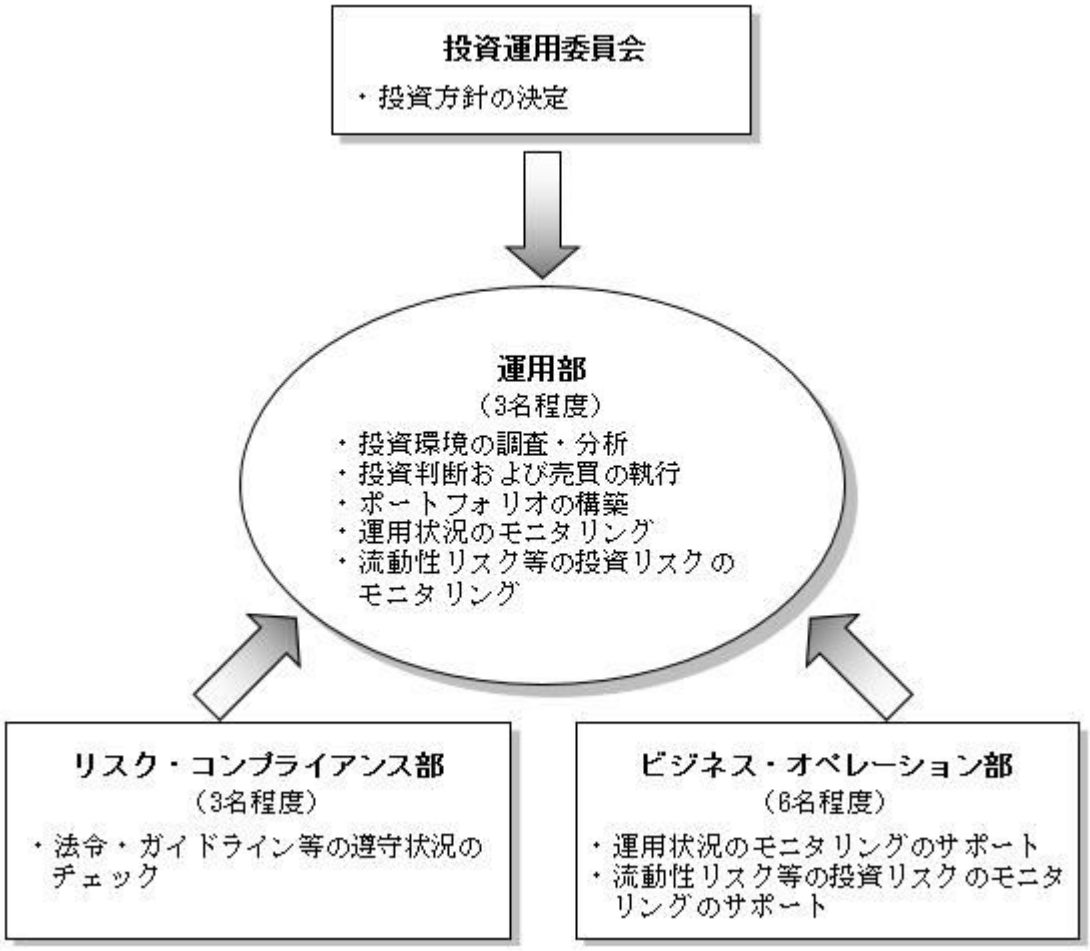

１．投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
２．運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、流動性リスク等の投資リスクのモニタリングも行います。

＜運用体制に関する社内規則＞
委託会社は、投資運用業の業務運営に関する社内規程に則り運用を行います。

＜委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制＞
受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行います。
また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行います。

投資顧問会社に対しては社内規程に則り、経営管理態勢や業務執行態勢等に関して規定で定める事項について継続的に審査および評価を行い、その結果を投資運用委員会に報告します。
委託会社は、投資一任契約に基づき、投資顧問会社に当ファンドのマザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

※上記体制は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜投資顧問会社の運用体制＞
・約40名程度で構成されるリサーチ・チームが、投資対象銘柄の発行企業の財務分析のほか、当該企業の経営者の資質・経営戦略・競争力・主要株主の構成など、幅広い観点から企業の分析を行い、投資銘柄選択のための情報提供を行います。これらの分析結果は、クレジット・コミティーに報告されます。
・ポートフォリオ・マネジャー（債券運用チーム）が最終的な投資判断を行い、ポートフォリオの構築を行います。
・トレーディング・チームにおいて、債券売買の発注を行います。
・債券運用チームおよび独立した立場である定量分析＆リスク管理チーム（クオンツ・チーム）が、日次でポートフォリオ・リスクのモニタリングを行います。

※上記体制は2025年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】
①　収益分配方針

毎計算期末（毎月10日。休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

１）分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子･配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２）収益分配金額は、原則として繰越分を含めた受取利子・配当等収益を中心に、委託者が基準価額水準･市況動向などを勘案して決定し、毎月分配を行います。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。また、分配対象金額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

３）留保金（収益分配に充てず信託財産に留保した収益）の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②　収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

①　約款に定める投資制限

＜イーストスプリング米国高利回り社債オープン＞

１）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

２）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

３）同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

４）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

５）同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

６）投資信託証券（マザーファンド受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

７）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

８）投資する株式等の範囲

イ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

９）先物取引等の運用指図・目的・範囲

イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第22条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金ならびに約款第22条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する

マザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金ならびに約款第22条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、９）で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および選択権取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および選択権取引を行うことの指図をすることができます。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする米ドル以外の通貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする米ドル以外の通貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする米ドル以外の通貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ９）で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第22条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金ならびに約款第22条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額（以下９）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ９）で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

10）スワップ取引の運用指図・目的・範囲

イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ）ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ヘ）委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11）金利先渡取引の運用指図

イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下11）において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由

により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
ニ）ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
ホ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
ヘ）委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
12）デリバティブ取引等に係る投資制限
デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
13）有価証券の貸付の指図および範囲
イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
ロ）イ）の１．および２．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
ハ）委託者は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
14）有価証券の空売りの指図範囲
イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第32条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
ロ）イ）の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
15）有価証券の借入れ
イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
ロ）イ）の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
ニ）イ）の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
16）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
17）外国為替予約取引の指図
イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。
ロ）イ）の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額を円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
ハ）ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
ニ）イ）およびロ）において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
18）資金の借入れ
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないものとします。
ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業

日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜イーストスプリング米国高利回り社債オープン マザーファンド＞
１）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
２）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
３）同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
４）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
５）同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
６）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
７）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
８）投資する株式等の範囲
イ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
９）先物取引等の運用指図・目的・範囲
イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額の合計額の範囲内とします。
３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、９）で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
ロ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および選択権取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および選択権取引を行うことの指図をすることができます。
１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする米ドル以外の通貨建資産の時価総額の範囲内とします。
２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ９）で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
ハ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第14条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金ならびに第14条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ９）で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産

総額の5%を上回らない範囲内とします。

10）スワップ取引の運用指図・目的・範囲

イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ホ）委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11）金利先渡取引の運用指図

イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

ホ）委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12）デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

13）有価証券の貸付の指図および範囲

イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ）イ）の１．および２．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ）委託者は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

14）有価証券の空売りの指図範囲

イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第24条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ）イ）の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

15）有価証券の借入れ

イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ）イ）の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ）イ）の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

16）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

17）外国為替予約取引の指図

イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。

ロ）イ）の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額を円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ）ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する

為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

② 法令による投資制限

１）同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

２）デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行うこと、または継続することを受託会社に指図しません。

３【投資リスク】

（１）基準価額の主な変動要因およびその他の留意点

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象とするため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

① 為替変動リスク

為替相場は、投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

高利回り社債とは、格付機関によりＢＢ＋相当以下に格付けされている社債をいい、より高い信用格付けを有する債券に比べて、通常、より高い利回りを提供する一方でその価格は大きく変動すると考えられます。

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。特に債券の発行者に債務不履行（元本や利子の支払い不能）やその可能性が生じた場合には、債券の価格は大きく下落する可能性があり、基準価額の下落要因となります。

③ 金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主として債券に投資しますので、金利が上昇した場合は、基準価額の下落要因となります。

④ 流動性リスク

組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

① 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

② 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

③ 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流出入の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。

④ 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

⑤ 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。

⑥ 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場

合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
⑦　当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
⑧　当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は今後変更される場合があります。
⑨　法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

（２）リスク管理体制
当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

＜委託会社における投資リスク管理体制＞

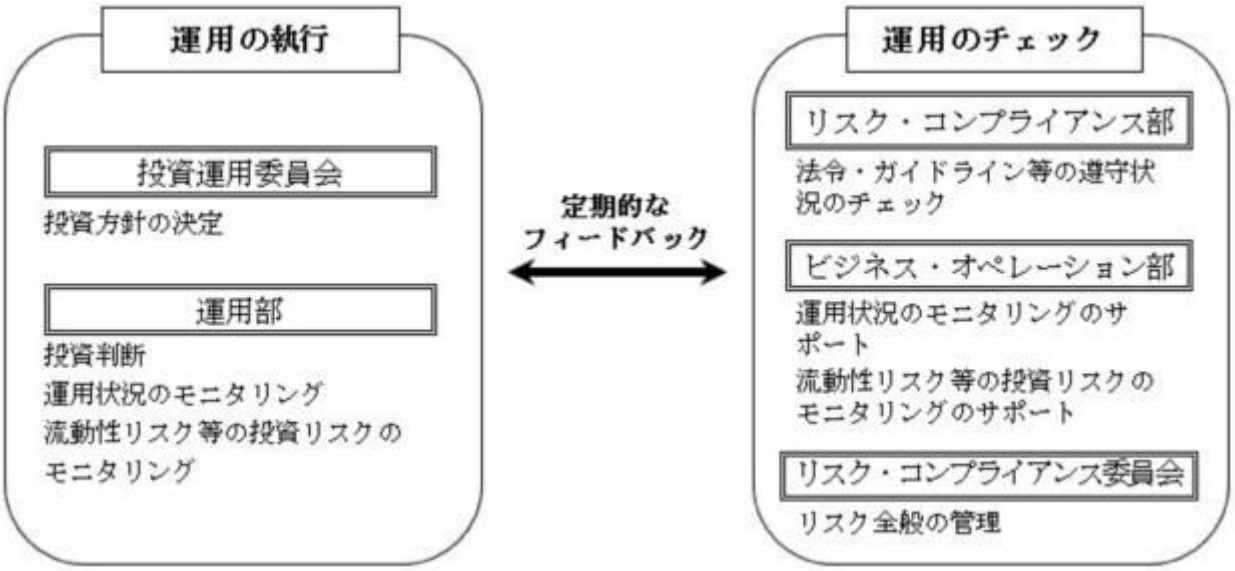

・投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
・運用部は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認を求められます。また、マザーファンドの運用の委託先である投資顧問会社における投資方針の遵守状況および運用状況の確認ならびに投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、当該委託先に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。
・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めています。運用部は、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施し、投資運用委員会に報告します。投資運用委員会は、危機発生時において流動性リスク管理手段の採択・発動などを行い、リスク・コンプライアンス委員会は、その検証などを行います。また、リスク・コンプライアンス委員会および取締役会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や態勢について監督します。
・ビジネス・オペレーション部は、運用状況および流動性リスク等の投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
・リスク・コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等に関する委託先の定期的な報告を求めるなど所要のモニタリングを行い、必要に応じて助言や意見表明を行うとともに、リスク・コンプライアンス委員会に報告します。
・リスク全般の管理はリスク・コンプライアンス委員会が行います。リスク管理に関する重要報告事項については、リスク・コンプライアンス部が、リスク・コンプライアンス委員会等に報告し、審議します。

※上記体制は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜投資顧問会社における投資リスク管理体制＞
・債券運用チームおよび独立した立場である定量分析＆リスク管理チーム（クオンツ・チーム）が、日次でポートフォリオ・リスクのモニタリングを行います。
・コンプライアンス等の債券運用チームから独立した部署が、投資ガイドラインの遵守状況等のチェックを行います。

※上記体制は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

≪参考情報≫

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2020年8月末～2025年7月末

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年8月末を10,000として指数化しております。
※年間騰落率は、2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年8月末～2025年7月末

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
※決算日に対応した数値とは異なります。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株	配当込みTOPIX	配当込みTOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。
・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
※申込手数料は、購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事

務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。

② 信託財産留保額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。
※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬
計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.815%（税抜1.65%）を乗じて得た額が信託報酬として計算されます。信託財産の費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。

② 信託報酬の配分
信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率					
	各販売会社の取扱い純資産残高のうち				
	250億円以下の部分	250億円超500億円以下の部分	500億円超750億円以下の部分	750億円超1,000億円以下の部分	1,000億円超の部分
委託会社	年率0.935%(税抜0.850%)	年率0.9075%(税抜0.825%)	年率0.880%(税抜0.800%)	年率0.8525%(税抜0.775%)	年率0.825%(税抜0.750%)
販売会社	年率0.770%(税抜0.700%)	年率0.7975%(税抜0.725%)	年率0.825%(税抜0.750%)	年率0.8525%(税抜0.775%)	年率0.880%(税抜0.800%)
受託会社	年率0.110%(税抜0.100%)	年率0.110%(税抜0.100%)	年率0.110%(税抜0.100%)	年率0.110%(税抜0.100%)	年率0.110%(税抜0.100%)

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

委託会社が受取る報酬には、マザーファンドの投資顧問会社であるピーピーエム アメリカ インクへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬はマザーファンドの信託財産の純資産総額に年率0.35%を上限とする率を乗じて得た額とします。
（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

② 委託会社は、上記①に定める信託事務の処理に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払った金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることもできます。

③ 上記②において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用は、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。

④ 上記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末もしくは信託終了のときまたは委託会社が1年以内で相当と定める期間に属する最終の計算期末に、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支払われ、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。

⑤ 上記①に定める信託事務の処理に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

⑥　組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する諸費用、有価証券の借入れを行った場合の品借料、外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
⑦　信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
⑧　マザーファンドにおける上記①および⑥の費用については、間接的に当ファンドの受益者が負担することになります。なお、当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得申込みおよび一部解約については、手数料および信託財産留保額はかかりません。

その他の手数料等の役務の内容	
監査費用	監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用
売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用

※上記（４）に掲げる「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
・当ファンドは、NISAの対象ではありません。

①　個人受益者の場合
１）収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
２）解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）＊については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

②　法人受益者の場合
１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
２）益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。
※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③　個別元本
１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④　普通分配金と元本払戻金(特別分配金)
１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
２）受益者が収益分配金を受け取る際
イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

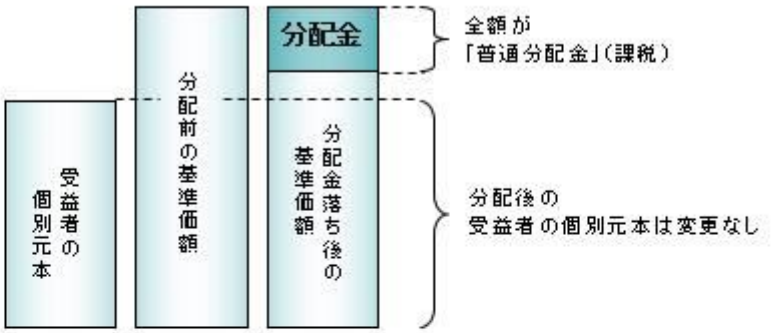

ロ）、ハ）の場合

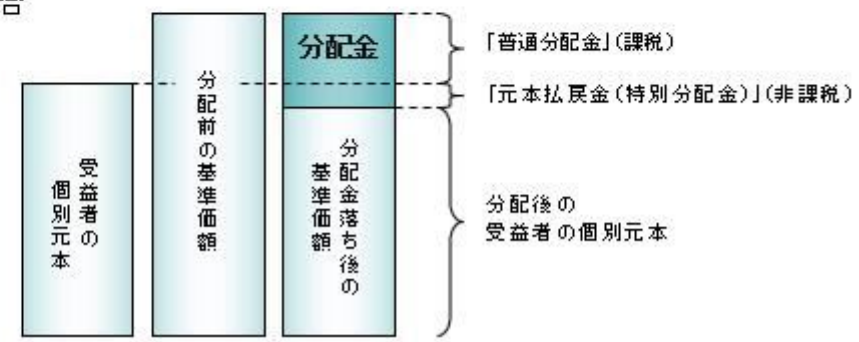

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

≪参考情報≫ファンドの総経費率

対象期間：2025年1月11日～2025年7月10日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.87%	1.82%	0.05%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【イーストスプリング米国高利回り社債オープン】

以下の運用状況は2025年 7月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	18,420,669,324	100.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	△19,102,914	△0.10
合計(純資産総額)		18,401,566,410	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	イーストスプリング米国高利回り社債オープン　マザーファンド	4,037,318,486	4.4351	17,905,911,218	4.5626	18,420,669,324	100.10

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.10
合計	100.10

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第26特定期間末　(2016年 1月12日)	35,360	36,075	0.6189	0.6309
第27特定期間末　(2016年 7月11日)	30,361	31,019	0.5702	0.5822
第28特定期間末　(2017年 1月10日)	32,977	33,591	0.6684	0.6804
第29特定期間末　(2017年 7月10日)	30,491	31,061	0.6596	0.6716
第30特定期間末　(2018年 1月10日)	28,393	28,928	0.6543	0.6663
第31特定期間末　(2018年 7月10日)	24,943	25,443	0.6189	0.6309
第32特定期間末　(2019年 1月10日)	21,950	22,407	0.5971	0.6091
第33特定期間末　(2019年 7月10日)	21,746	22,173	0.6267	0.6387
第34特定期間末　(2020年 1月10日)	20,779	21,178	0.6419	0.6539
第35特定期間末　(2020年 7月10日)	18,567	18,944	0.5975	0.6095
第36特定期間末　(2021年 1月12日)	18,529	18,894	0.6206	0.6326
第37特定期間末　(2021年 7月12日)	18,935	19,283	0.6646	0.6766
第38特定期間末　(2022年 1月11日)	18,457	18,790	0.6769	0.6889
第39特定期間末　(2022年 7月11日)	18,091	18,411	0.6880	0.7000
第40特定期間末　(2023年 1月10日)	17,228	17,536	0.6829	0.6949
第41特定期間末　(2023年 7月10日)	17,939	18,238	0.7281	0.7401
第42特定期間末　(2024年 1月10日)	18,416	18,706	0.7738	0.7858
第43特定期間末　(2024年 7月10日)	20,419	20,700	0.8791	0.8911
第44特定期間末　(2025年 1月10日)	19,558	19,831	0.8749	0.8869
第45特定期間末　(2025年 7月10日)	17,959	18,224	0.8235	0.8355
2024年 7月末日	19,394	—	0.8370	—
8月末日	18,579	—	0.8050	—
9月末日	18,295	—	0.7995	—
10月末日	19,360	—	0.8525	—
11月末日	18,919	—	0.8403	—

12月末日	19,586	—	0.8747	—
2025年 1月末日	19,277	—	0.8627	—
2月末日	18,673	—	0.8392	—
3月末日	18,360	—	0.8288	—
4月末日	17,400	—	0.7873	—
5月末日	17,637	—	0.8019	—
6月末日	17,896	—	0.8182	—
7月末日	18,401	—	0.8463	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第26特定期間	2015年 7月11日～2016年 1月12日	0.0120
第27特定期間	2016年 1月13日～2016年 7月11日	0.0120
第28特定期間	2016年 7月12日～2017年 1月10日	0.0120
第29特定期間	2017年 1月11日～2017年 7月10日	0.0120
第30特定期間	2017年 7月11日～2018年 1月10日	0.0120
第31特定期間	2018年 1月11日～2018年 7月10日	0.0120
第32特定期間	2018年 7月11日～2019年 1月10日	0.0120
第33特定期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	0.0120
第34特定期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	0.0120
第35特定期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	0.0120
第36特定期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	0.0120
第37特定期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	0.0120
第38特定期間	2021年 7月13日～2022年 1月11日	0.0120
第39特定期間	2022年 1月12日～2022年 7月11日	0.0120
第40特定期間	2022年 7月12日～2023年 1月10日	0.0120
第41特定期間	2023年 1月11日～2023年 7月10日	0.0120
第42特定期間	2023年 7月11日～2024年 1月10日	0.0120
第43特定期間	2024年 1月11日～2024年 7月10日	0.0120
第44特定期間	2024年 7月11日～2025年 1月10日	0.0120
第45特定期間	2025年 1月11日～2025年 7月10日	0.0120

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第26特定期間	2015年 7月11日～2016年 1月12日	△9.8
第27特定期間	2016年 1月13日～2016年 7月11日	△5.9
第28特定期間	2016年 7月12日～2017年 1月10日	19.3
第29特定期間	2017年 1月11日～2017年 7月10日	0.5
第30特定期間	2017年 7月11日～2018年 1月10日	1.0
第31特定期間	2018年 1月11日～2018年 7月10日	△3.6
第32特定期間	2018年 7月11日～2019年 1月10日	△1.6
第33特定期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	7.0
第34特定期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	4.3

第35特定期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	△5.0
第36特定期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	5.9
第37特定期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	9.0
第38特定期間	2021年 7月13日～2022年 1月11日	3.7
第39特定期間	2022年 1月12日～2022年 7月11日	3.4
第40特定期間	2022年 7月12日～2023年 1月10日	1.0
第41特定期間	2023年 1月11日～2023年 7月10日	8.4
第42特定期間	2023年 7月11日～2024年 1月10日	7.9
第43特定期間	2024年 1月11日～2024年 7月10日	15.2
第44特定期間	2024年 7月11日～2025年 1月10日	0.9
第45特定期間	2025年 1月11日～2025年 7月10日	△4.5

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第26特定期間	2015年 7月11日～2016年 1月12日	236,778,810	6,104,523,694
第27特定期間	2016年 1月13日～2016年 7月11日	85,578,366	3,972,971,895
第28特定期間	2016年 7月12日～2017年 1月10日	173,748,849	4,080,479,492
第29特定期間	2017年 1月11日～2017年 7月10日	161,565,871	3,270,180,085
第30特定期間	2017年 7月11日～2018年 1月10日	123,861,841	2,956,646,451
第31特定期間	2018年 1月11日～2018年 7月10日	91,804,159	3,182,983,935
第32特定期間	2018年 7月11日～2019年 1月10日	252,630,100	3,792,330,922
第33特定期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	84,703,091	2,148,253,299
第34特定期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	67,715,828	2,397,939,320
第35特定期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	83,926,453	1,377,950,578
第36特定期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	65,849,481	1,285,252,422
第37特定期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	90,095,661	1,457,829,876
第38特定期間	2021年 7月13日～2022年 1月11日	69,324,932	1,291,685,315
第39特定期間	2022年 1月12日～2022年 7月11日	88,142,916	1,061,125,053
第40特定期間	2022年 7月12日～2023年 1月10日	124,498,225	1,190,030,047
第41特定期間	2023年 1月11日～2023年 7月10日	212,799,515	801,978,063
第42特定期間	2023年 7月11日～2024年 1月10日	114,955,526	953,573,247
第43特定期間	2024年 1月11日～2024年 7月10日	264,258,862	837,743,823
第44特定期間	2024年 7月11日～2025年 1月10日	81,665,969	953,671,211
第45特定期間	2025年 1月11日～2025年 7月10日	160,043,267	707,633,798

（参考）

イーストスプリング米国高利回り社債オープン　マザーファンド

以下の運用状況は2025年 7月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	バハマ	45,511,663	0.25
	ケニア	44,174,421	0.24
	小計	89,686,084	0.49
社債券	アメリカ	12,760,371,379	69.27
	カナダ	946,886,473	5.14
	イギリス	816,720,155	4.43
	ケイマン諸島	603,815,828	3.28
	パナマ	580,979,864	3.15
	オーストラリア	341,412,807	1.85
	ルクセンブルグ	205,998,106	1.12
	イスラエル	191,229,657	1.04
	ドイツ	166,643,240	0.90
	フランス	140,451,723	0.76
	アイルランド	133,213,406	0.72
	オランダ	108,666,821	0.59
	コロンビア	90,404,207	0.49
	スイス	79,759,426	0.43
	オーストリア	69,118,241	0.38
	メキシコ	66,168,071	0.36
	シンガポール	60,296,711	0.33
	スペイン	53,891,439	0.29
	ノルウェー	46,105,883	0.25
	バミューダ	39,603,041	0.21
	ペルー	24,892,614	0.14
	小計	17,526,629,092	95.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	804,396,934	4.37
合計(純資産総額)		18,420,712,110	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
パナマ	社債券	4% CARNIVAL CORP	2,484,000	14,322.76	355,777,513	14,509.50	360,416,073	4	2028/8/1	1.96
アメリカ	社債券	5.375% CCO HLDGS LLC/CAP	1,611,000	14,414.88	232,223,863	14,707.85	236,943,492	5.375	2029/6/1	1.29
イスラエル	社債券	4.875% ENERGEAN ISRAEL F	1,293,000	14,809.03	191,480,767	14,789.60	191,229,657	4.875	2026/3/30	1.04
アメリカ	社債券	8.375% CITGO PETROLEUM C	1,135,000	15,380.91	174,573,394	15,491.53	175,828,909	8.375	2029/1/15	0.95
アメリカ	社債券	5.5% CQP HOLDCO LP/BIP-V	1,164,000	14,434.39	168,016,368	14,623.87	170,221,890	5.5	2031/6/15	0.92
アメリカ	社債券	5.875% DIRECTV HOLDINGS/	1,141,000	14,851.47	169,455,351	14,850.02	169,438,748	5.875	2027/8/15	0.92

アメリカ	社債券	9.5% VENTURE GLOBAL LNG	1,017,000	16,697.32	169,811,747	16,288.61	165,655,256	9.5	2029/2/1	0.90
アメリカ	社債券	4.25% TENET HEALTHCARE C	1,114,000	14,079.74	156,848,317	14,406.29	160,486,105	4.25	2029/6/1	0.87
イギリス	社債券	3.95% MARB BONDCO PLC	1,199,000	12,681.71	152,053,788	13,224.52	158,562,080	3.95	2031/1/29	0.86
イギリス	社債券	5.25% INTERNATIONAL GAME	967,000	14,698.23	142,131,913	14,779.37	142,916,544	5.25	2029/1/15	0.78
アメリカ	社債券	8.875% SMYRNA READY MIX	879,000	15,808.29	138,954,911	15,739.16	138,347,239	8.875	2031/11/15	0.75
パナマ	社債券	5.75% CARNIVAL CORP	920,000	14,939.00	137,438,800	15,013.69	138,125,994	5.75	2032/8/1	0.75
アメリカ	社債券	6.625% CREDIT ACCEPTANC	915,000	14,812.56	135,535,012	15,075.31	137,939,161	6.625	2030/3/15	0.75
ケイマン諸島	社債券	8.75% GLOBAL AIR LEASE C	895,000	15,343.74	137,326,518	15,403.36	137,860,106	8.75	2027/9/1	0.75
アメリカ	社債券	5% VISTRA OPERATIONS CO	919,000	14,694.01	135,038,041	14,861.34	136,575,765	5	2027/7/31	0.74
オーストラリア	社債券	4.375% FMG RESOURCES AUG	969,000	13,581.35	131,603,336	14,027.56	135,927,081	4.375	2031/4/1	0.74
ケイマン諸島	社債券	5.375% MELCO RESORTS FIN	915,000	13,706.81	125,417,382	14,185.63	129,798,547	5.375	2029/12/4	0.70
アメリカ	社債券	4.25% BUILDERS FIRSTSOUR	925,000	13,433.25	124,257,607	13,845.10	128,067,237	4.25	2032/2/1	0.70
アメリカ	社債券	5.125% NEWS CORP	865,000	14,269.59	123,432,012	14,556.59	125,914,542	5.125	2032/2/15	0.68
アメリカ	社債券	GLOBAL ATLANTIC FI	776,000	15,402.12	119,520,515	15,605.10	121,095,576	7.95	2054/10/15	0.66
ケイマン諸島	社債券	8% TRANSOCEAN INC	814,000	14,722.42	119,840,556	14,836.63	120,770,183	8	2027/2/1	0.66
ルクセンブルグ	社債券	7.75% MAXAM PRILL SARL	810,000	14,939.00	121,005,900	14,585.54	118,142,900	7.75	2030/7/15	0.64
アメリカ	社債券	4.75% IMOLA MERGER CORP	808,000	14,278.89	115,373,436	14,457.13	116,813,681	4.75	2029/5/15	0.63
アメリカ	社債券	4.75% CCO HLDGS LLC/CAP	798,000	13,325.27	106,335,663	13,810.70	110,209,391	4.75	2032/2/1	0.60
アメリカ	社債券	4.25% PILGRIM'S PRIDE CO	770,000	13,867.87	106,782,628	14,291.13	110,041,723	4.25	2031/4/15	0.60
オーストラリア	社債券	9.25% MINERAL RESOURCES	699,000	15,701.28	109,751,967	15,551.28	108,703,514	9.25	2028/10/1	0.59
アメリカ	社債券	5.95% ENTEGRIS ESCROW CO	693,000	14,884.32	103,148,360	15,079.03	104,497,745	5.95	2030/6/15	0.57
イギリス	社債券	12.75% ODEON FINCO PLC	670,000	15,717.75	105,308,959	15,588.14	104,440,567	12.75	2027/11/1	0.57
アメリカ	社債券	5.625% GLOBAL INFRASTRUC	700,000	14,465.06	101,255,443	14,886.40	104,204,830	5.625	2029/6/1	0.57
アメリカ	社債券	7.375% NABORS INDUSTRIES	671,000	15,026.78	100,829,701	15,066.11	101,093,628	7.375	2027/5/15	0.55

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	0.49
社債券	95.15
合計	95.63

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	売建	700,000.00	104,500,760	104,513,850	△0.57

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

≪参考情報≫

運用実績

■基準価額・純資産の推移

2025年7月31日現在

※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。
※分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

基準価額	8,463円
純資産総額	184.0億円

■分配の推移

(1万口当たり・税引前)

決算期	分配金
2025年 7月	20円
2025年 6月	20円
2025年 5月	20円
2025年 4月	20円
2025年 3月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	8,933円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

■主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
米ドル建公社債	97.3
現金・その他	2.7

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。米ドル建公社債の比率は経過利子相当分を含んでいます。

組入上位10業種

	業種	比率(%)
1	エネルギー	15.6
2	金融	13.6
3	メディア	8.4
4	レジャー	8.0
5	素材	7.9
6	ヘルスケア	7.2
7	テクノロジー/エレクトロニクス	6.2
8	資本財	4.2
9	通信	4.2
10	公益事業	3.9

格付別組入状況

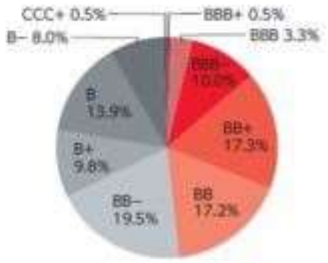

組入上位10銘柄

	銘柄	業種	利率(%)	償還日	格付け	比率(%)
1	カーニバル	レジャー	4.000	2028/08/01	BBB	2.0
2	CCOホールディングス／キャピタル	メディア	5.375	2029/06/01	BB−	1.3
3	エナジアン・イスラエル・ファイナンス	エネルギー	4.875	2026/03/30	BB−	1.1
4	シトゴ・ペトロリアム	エネルギー	8.375	2029/01/15	B+	1.0
5	CQP/BIP-V Chinook	エネルギー	5.500	2031/06/15	BB	1.0
6	DIRECTV FIN LLC/COINC	メディア	5.875	2027/08/15	B+	1.0
7	ベンチャー・グローバルLNG	エネルギー	9.500	2029/02/01	BB	0.9
8	テネット・ヘルスケア	ヘルスケア	4.250	2029/06/01	BB	0.9
9	マーブ・ボンド	消費財	3.950	2031/01/29	BB+	0.9
10	インターナショナル・ゲーム・テクノロジー	レジャー	5.250	2029/01/15	BB+	0.8

※業種は、ICE BofAの業種区分に準じて表示しています(一部当社判断に基づく分類を採用)。
※「組入上位10業種」、「格付別組入状況」および「組入上位10銘柄」の比率は、組入債券評価額の合計を100%として計算しています。
※格付けは、S&PおよびムーディーズのBB格付けをもとに、当社が独自の基準で採用したものです。
※銘柄名は、当社が翻訳したものであり、発行体の正式名称と異なる場合があります。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。

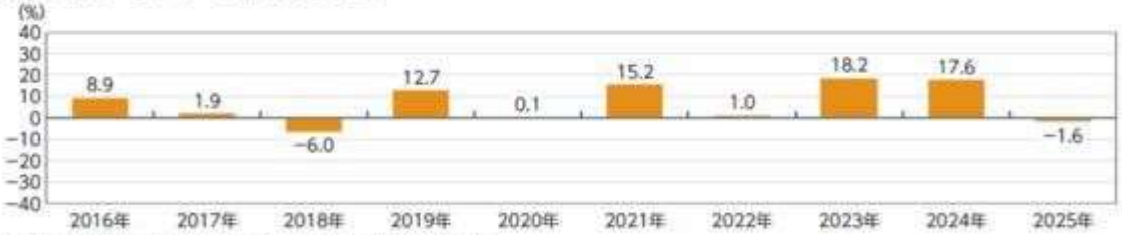

※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。
※2025年は、7月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。
※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

第２【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース（一般コース）＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

（3）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（5）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・ニューヨーク証券取引所の休場日
・ニューヨークの銀行休業日

（6）申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（7）申込単位
販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（8）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（9）受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（1）解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（2）取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（3）解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・ニューヨーク証券取引所の休場日
・ニューヨークの銀行休業日

（4）解約制限
信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金に制限を設ける場合があります。

（5）解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
電話番号　03-5224-3400（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページアドレス　https://www.eastspring.co.jp/

（6）手取額
１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（7）解約単位
販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
（９）受付の中止および取消
・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを中止すること、すでに受付けた解約請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
・解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取扱います。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出
・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

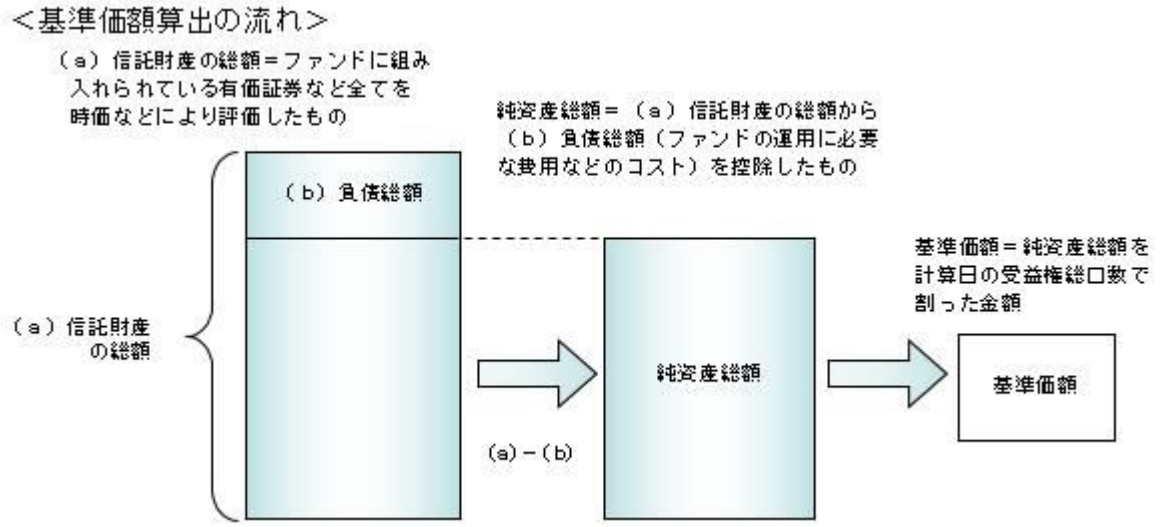

② 有価証券などの評価基準
・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
＜主な資産の評価方法＞
◇マザーファンド受益証券
基準価額計算日の基準価額で評価します。
◇外国公社債
原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。
・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
・価格情報会社の提供する価額
※残存期間１年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。
・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
電話番号　03-5224-3400（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページアドレス　https://www.eastspring.co.jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（2003年1月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月11日から翌月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

①　信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益者の解約により受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

ニ）運用の基本方針に沿った運用または収益分配方針に沿った分配を行うことが困難となり、かかる状況が速やかに改善されないと判断する場合（収益分配方針に沿った分配の原資を確保することが持続的に困難となる状況を含みます。）

２）この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

３）この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（１ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

４）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

５）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

②　償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③　信託約款の変更

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

３）この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

４）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④　異議の申立て

１）繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

２）委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

３）なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞

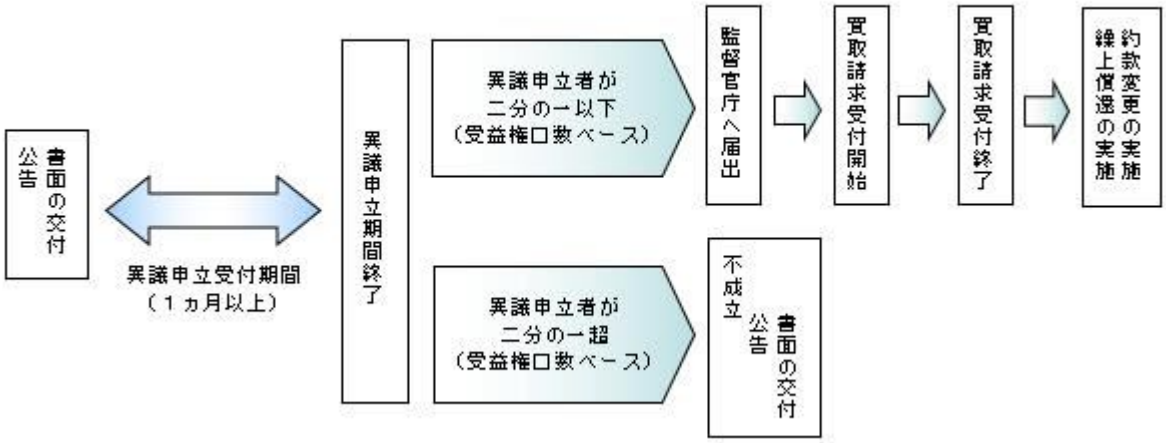

⑤　公告
委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成
・委託会社は、年２回（１月、７月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
・交付運用報告書は原則として、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付されます。
・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページアドレス　https://www.eastspring.co.jp/

⑦　関係法人との契約について
・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。
・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権
・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は原則として６ヵ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（2025年 1月11日から2025年 7月10日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【イーストスプリング米国高利回り社債オープン】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前特定期間 (2025年 1月10日現在)	当特定期間 (2025年 7月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	356,214	550,842
親投資信託受益証券	19,633,942,368	18,031,079,057
未収入金	16,887,061	23,010,686
未収利息	1	5
流動資産合計	19,651,185,644	18,054,640,590
資産合計	19,651,185,644	18,054,640,590
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	44,710,936	43,615,755
未払解約金	17,243,275	23,561,528
未払受託者報酬	1,816,778	1,613,900
未払委託者報酬	28,160,061	25,015,460
その他未払費用	1,187,904	1,187,903
流動負債合計	93,118,954	94,994,546
負債合計	93,118,954	94,994,546
純資産の部		
元本等		
元本	22,355,468,089	21,807,877,558
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,797,401,399	△3,848,231,514
（分配準備積立金）	3,222,134,551	3,339,482,601
元本等合計	19,558,066,690	17,959,646,044
純資産合計	19,558,066,690	17,959,646,044
負債純資産合計	19,651,185,644	18,054,640,590

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自　2024年 7月11日 至　2025年 1月10日	当特定期間 自　2025年 1月11日 至　2025年 7月10日
営業収益		
受取利息	380	1,306
有価証券売買等損益	310,457,285	△718,929,390
営業収益合計	310,457,665	△718,928,084
営業費用		
受託者報酬	10,586,246	9,931,195
委託者報酬	164,086,660	153,933,492
その他費用	1,187,904	1,187,903
営業費用合計	175,860,810	165,052,590
営業利益又は営業損失（△）	134,596,855	△883,980,674
経常利益又は経常損失（△）	134,596,855	△883,980,674
当期純利益又は当期純損失（△）	134,596,855	△883,980,674
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△310,323	384,942
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,808,361,071	△2,797,401,399
剰余金増加額又は欠損金減少額	162,423,031	128,824,977
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	162,423,031	128,824,977
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,201,082	30,312,725
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,201,082	30,312,725
分配金	273,169,455	264,976,751
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,797,401,399	△3,848,231,514

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当特定期間 自　2025年 1月11日 至　2025年 7月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

前特定期間 自　2024年 7月11日 至　2025年 1月10日	当特定期間 自　2025年 1月11日 至　2025年 7月10日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	前特定期間 (2025年 1月10日現在)	当特定期間 (2025年 7月10日現在)
１．　元本の推移		
期首元本額	23,227,473,331円	22,355,468,089円
期中追加設定元本額	81,665,969円	160,043,267円
期中一部解約元本額	953,671,211円	707,633,798円
２．　特定期間末日における受益権の総数	22,355,468,089口	21,807,877,558口
３．　投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額		
元本の欠損	2,797,401,399円	3,848,231,514円
４．　1口当たり純資産額	0.8749円	0.8235円
(1万口当たり純資産額)	(8,749円)	(8,235円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間 自　2024年 7月11日 至　2025年 1月10日		当特定期間 自　2025年 1月11日 至　2025年 7月10日	
１．分配金の計算過程		１．分配金の計算過程	
第258期		第264期	
2024年 7月11日		2025年 1月11日	
2024年 8月13日		2025年 2月10日	
A　費用控除後の配当等収益額	80,663,620円	A　費用控除後の配当等収益額	77,739,186円
B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C　収益調整金額	57,115,452円	C　収益調整金額	69,411,608円
D　分配準備積立金額	3,099,905,851円	D　分配準備積立金額	3,210,574,598円
E　当ファンドの分配対象収益額	3,237,684,923円	E　当ファンドの分配対象収益額	3,357,725,392円
F　当ファンドの期末残存口数	23,149,767,242口	F　当ファンドの期末残存口数	22,308,830,096口
G　10,000口当たり収益分配対象額	1,398円	G　10,000口当たり収益分配対象額	1,505円
H　10,000口当たり分配金額	20円	H　10,000口当たり分配金額	20円
I　収益分配金金額	46,299,534円	I　収益分配金金額	44,617,660円
第259期		第265期	
2024年 8月14日		2025年 2月11日	
2024年 9月10日		2025年 3月10日	
A　費用控除後の配当等収益額	63,592,605円	A　費用控除後の配当等収益額	65,138,968円
B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C　収益調整金額	58,531,046円	C　収益調整金額	70,998,845円
D　分配準備積立金額	3,121,599,263円	D　分配準備積立金額	3,230,586,460円
E　当ファンドの分配対象収益額	3,243,722,914円	E　当ファンドの分配対象収益額	3,366,724,273円
F　当ファンドの期末残存口数	23,066,321,204口	F　当ファンドの期末残存口数	22,229,521,415口
G　10,000口当たり収益分配対象額	1,406円	G　10,000口当たり収益分配対象額	1,514円
H　10,000口当たり分配金額	20円	H　10,000口当たり分配金額	20円
I　収益分配金金額	46,132,642円	I　収益分配金金額	44,459,042円
第260期		第266期	
2024年 9月11日		2025年 3月11日	
2024年10月10日		2025年 4月10日	
A　費用控除後の配当等収益額	92,801,726円	A　費用控除後の配当等収益額	77,730,563円
B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C　収益調整金額	60,546,293円	C　収益調整金額	71,658,373円
D　分配準備積立金額	3,107,444,406円	D　分配準備積立金額	3,231,335,397円

E　当ファンドの分配対象収益額　3,260,792,425円 F　当ファンドの期末残存口数　22,848,717,967口 G　10,000口当たり収益分配対象額　1,427円 H　10,000口当たり分配金額　20円 I　収益分配金金額　45,697,435円 第261期 2024年10月11日 2024年11月11日 A　費用控除後の配当等収益額　102,720,269円 B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円 C　収益調整金額　61,317,284円 D　分配準備積立金額　3,130,632,816円 E　当ファンドの分配対象収益額　3,294,670,369円 F　当ファンドの期末残存口数　22,681,151,297口 G　10,000口当たり収益分配対象額　1,452円 H　10,000口当たり分配金額　20円 I　収益分配金金額　45,362,302円 第262期 2024年11月12日 2024年12月10日 A　費用控除後の配当等収益額　69,118,644円 B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円 C　収益調整金額　62,021,791円 D　分配準備積立金額　3,159,467,631円 E　当ファンドの分配対象収益額　3,290,608,066円 F　当ファンドの期末残存口数　22,483,303,129口 G　10,000口当たり収益分配対象額　1,463円 H　10,000口当たり分配金額　20円 I　収益分配金金額　44,966,606円 第263期 2024年12月11日 2025年 1月10日 A　費用控除後の配当等収益額　103,656,725円 B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円 C　収益調整金額　64,387,080円 D　分配準備積立金額　3,163,188,762円 E　当ファンドの分配対象収益額　3,331,232,567円 F　当ファンドの期末残存口数　22,355,468,089口 G　10,000口当たり収益分配対象額　1,490円 H　10,000口当たり分配金額　20円 I　収益分配金金額　44,710,936円	E　当ファンドの分配対象収益額　3,380,724,333円 F　当ファンドの期末残存口数　22,098,324,474口 G　10,000口当たり収益分配対象額　1,529円 H　10,000口当たり分配金額　20円 I　収益分配金金額　44,196,648円 第267期 2025年 4月11日 2025年 5月12日 A　費用控除後の配当等収益額　94,326,388円 B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円 C　収益調整金額　81,693,464円 D　分配準備積立金額　3,248,810,384円 E　当ファンドの分配対象収益額　3,424,830,236円 F　当ファンドの期末残存口数　22,055,501,619口 G　10,000口当たり収益分配対象額　1,552円 H　10,000口当たり分配金額　20円 I　収益分配金金額　44,111,003円 第268期 2025年 5月13日 2025年 6月10日 A　費用控除後の配当等収益額　82,561,604円 B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円 C　収益調整金額　86,057,636円 D　分配準備積立金額　3,284,648,031円 E　当ファンドの分配対象収益額　3,453,267,271円 F　当ファンドの期末残存口数　21,988,321,969口 G　10,000口当たり収益分配対象額　1,570円 H　10,000口当たり分配金額　20円 I　収益分配金金額　43,976,643円 第269期 2025年 6月11日 2025年 7月10日 A　費用控除後の配当等収益額　87,769,406円 B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円 C　収益調整金額　86,423,755円 D　分配準備積立金額　3,295,328,950円 E　当ファンドの分配対象収益額　3,469,522,111円 F　当ファンドの期末残存口数　21,807,877,558口 G　10,000口当たり収益分配対象額　1,590円 H　10,000口当たり分配金額　20円 I　収益分配金金額　43,615,755円
2．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託財産の純資産総額に年10,000分の35を上限とする固定率を乗じて得た金額	2．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

前特定期間 自　2024年 7月11日 至　2025年 1月10日	当特定期間 自　2025年 1月11日 至　2025年 7月10日
1．金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	1．金融商品に対する取組方針 同左
2．金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 これらは、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	2．金融商品の内容及びそのリスク 同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	3．金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

前特定期間 (2025年 1月10日現在)	当特定期間 (2025年 7月10日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1．貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2．時価の算定方法 ①親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2．時価の算定方法 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前特定期間 (2025年 1月10日現在)	当特定期間 (2025年 7月10日現在)
	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	687,877,139	396,796,760
合計	687,877,139	396,796,760

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

１．有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券　　（2025年 7月10日現在）

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	イーストスプリング米国高利回り社債オープン　マザーファンド	4,065,540,587	18,031,079,057	
合 計		4,065,540,587	18,031,079,057	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「イーストスプリング米国高利回り社債オープン　マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「イーストスプリング米国高利回り社債オープン　マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

イーストスプリング米国高利回り社債オープン　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

区　　分	注記番号	(2025年 1月10日現在)	(2025年 7月10日現在)
		金　　額	金　　額
資産の部			
流動資産			
預金		238,122,097	482,786,070
金銭信託		825,909	5,855
コール・ローン		242,643,786	236,449,158
国債証券		-	42,624,672
社債券		18,950,657,760	17,067,568,677
未収入金		-	47,786,454
未収利息		346,264,249	290,453,808
前払費用		9,287,550	20,656,305
流動資産合計		19,787,801,351	18,188,330,999
資産合計		19,787,801,351	18,188,330,999
負債の部			
流動負債			
未払金		136,938,403	134,218,800
未払解約金		16,887,061	23,010,686
流動負債合計		153,825,464	157,229,486
負債合計		153,825,464	157,229,486
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	4,267,227,917	4,065,540,587
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		15,366,747,970	13,965,560,926
元本等合計		19,633,975,887	18,031,101,513
純資産合計		19,633,975,887	18,031,101,513
負債純資産合計		19,787,801,351	18,188,330,999

（注）「イーストスプリング米国高利回り社債オープン　マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年1月30日から翌年1月29日までであります。

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2025年 1月11日 至　2025年 7月10日

1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

自　2024年 7月11日 至　2025年 1月10日	自　2025年 1月11日 至　2025年 7月10日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2025年 1月10日現在)	(2025年 7月10日現在)
1.　元本の推移		
期首元本額	4,538,506,655円	4,267,227,917円
期中追加設定元本額	2,198,175円	16,052,179円
期中一部解約元本額	273,476,913円	217,739,509円
元本の内訳		
イーストスプリング米国高利回り社債オープン	4,267,227,917円	4,065,540,587円
合計	4,267,227,917円	4,065,540,587円
2.　本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	4,267,227,917口	4,065,540,587口
3.　1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	4.6011円 (46,011円)	4.4351円 (44,351円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

自　2024年 7月11日 至　2025年 1月10日	自　2025年 1月11日 至　2025年 7月10日
1.　金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	1.　金融商品に対する取組方針 同左
2.　金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券及びデリバティブ取引は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 これらは、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2.　金融商品の内容及びそのリスク 同左
3.　金融商品に係るリスク管理体制	3.　金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

(2025年 1月10日現在)	(2025年 7月10日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1．貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2．時価の算定方法 ①社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2．時価の算定方法 ①国債証券及び社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(2025年 1月10日現在) 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	(2025年 7月10日現在) 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	－	△1,332,641
社債券	182,413,908	158,828,087
合計	182,413,908	157,495,446

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年 1月30日から2025年 1月10日まで及び2025年 1月30日から2025年 7月10日)に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

1．有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券　　（2025年 7月10日現在）

通貨	種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	9.5% REPUBLIC OF KENYA	310,000.00	292,169.94	
	国債証券 小計		310,000.00	292,169.94 (42,624,672)	
	社債券	10.25% AMC NETWORKS INC	366,412.00	376,776.87	

10.5% GRAY TELEVISION IN	575,000.00	621,655.90	
10.75% LEVEL 3 FINANCING	290,000.00	327,337.50	
10.75% STAPLES INC	665,000.00	631,221.39	
10.875% CHS/COMMUNITY HE	290,000.00	309,437.80	
10% 1261229 BC LTD	260,000.00	264,096.30	
10% ARETEC ESCROW ISSUER	333,000.00	362,795.17	
10% BORR IHC LTD / BORR	462,926.82	439,811.31	
12.25% AMS-OSRAM AG	280,000.00	301,773.92	
12.25% FREEDOM MORTGAGE	276,000.00	305,740.10	
12.75% ODEON FINCO PLC	670,000.00	697,833.81	
12% EG GLOBAL FINANCE PL	127,000.00	140,504.16	
2.5% CENTENE CORP	371,000.00	312,577.85	
3.15% TEVA PHARMACEUTICA	134,000.00	131,271.73	
3.5% PILGRIM'S PRIDE COR	105,000.00	93,746.34	
3.75% CALPINE CORP	137,000.00	129,235.01	
3.875% 180 MEDICAL INC	116,000.00	109,486.22	
3.875% AIR CANADA	565,000.00	557,719.97	
3.875% INGEVITY CORP	158,000.00	150,498.52	
3.875% MERITAGE HOMES CO	328,000.00	315,267.56	
3.875% MOZART DEBT MERGE	587,000.00	559,621.82	
3.875% OPEN TEXT CORP	517,000.00	498,398.91	
3.95% MARB BONDCO PLC	1,199,000.00	1,063,521.75	
4.125% LUMEN TECHNOLOGIE	315,000.00	306,329.78	
4.125% OPEN TEXT CORP	410,000.00	387,063.78	
4.125% SEAGATE DATA STOR	101,000.00	93,425.00	
4.25% BUILDERS FIRSTSOUR	925,000.00	857,415.03	
4.25% CCO HLDGS LLC/CAP	342,000.00	317,486.32	
4.25% CCO HLDGS LLC/CAP	494,000.00	437,758.96	
4.25% NOVA CHEMICALS COR	401,000.00	385,216.64	
4.25% PENNYMAC FIN SVCS	321,000.00	308,234.43	
4.25% PILGRIM'S PRIDE CO	770,000.00	735,276.15	
4.25% TENET HEALTHCARE C	1,114,000.00	1,075,570.00	
4.25% VMED O2 UK FINANCI	366,000.00	331,953.32	
4.3% DT MIDSTREAM INC	166,000.00	154,348.80	
4.3% OCCIDENTAL PETROLEU	413,000.00	336,103.53	
4.3% VISTRA OPERATIONS C	66,000.00	64,843.61	
4.375% ENTEGRIS INC	320,000.00	309,973.66	
4.375% FMG RESOURCES AUG	969,000.00	904,565.27	
4.375% LITHIA MOTORS INC	500,000.00	471,468.86	
4.375% TENET HEALTHCARE	210,000.00	201,923.50	
4.375% VISTRA OPERATIONS	95,000.00	92,288.20	
4.5% BUCKEYE PARTNERS LP	205,000.00	201,515.45	
4.5% CALPINE CORP	377,000.00	371,435.02	

4.5% DANA INC	364,000.00	353,269.20	
4.5% MACY'S RETAIL HLDGS	110,000.00	86,762.33	
4.625% HELIOS SOFT/ION C	166,000.00	156,977.30	
4.625% RESORTS WORLD/RWL	400,000.00	355,756.68	
4.625% SONIC AUTOMOTIVE	414,000.00	400,612.44	
4.625% TENET HEALTHCARE	125,000.00	122,715.11	
4.75% APA CORP	113,000.00	86,331.30	
4.75% CCO HLDGS LLC/CAP	130,000.00	125,315.76	
4.75% CCO HLDGS LLC/CAP	798,000.00	752,072.86	
4.75% ENTEGRIS ESCROW CO	281,000.00	276,196.95	
4.75% GRIFOLS SA	375,000.00	360,865.95	
4.75% IMOLA MERGER CORP	808,000.00	779,008.92	
4.75% NEXSTAR MEDIA INC	163,000.00	157,972.24	
4.75% TEVA PHARMACEUTICA	387,000.00	385,090.15	
4.875% BAUSCH HEALTH COS	460,000.00	391,000.00	
4.875% ENERGEAN ISRAEL F	1,293,000.00	1,279,423.50	
4.875% KRAFT HEINZ FOODS	224,000.00	189,861.53	
4% CABLE ONE INC	746,000.00	589,640.11	
4% CARNIVAL CORP	2,484,000.00	2,415,690.00	
4% ONEMAIN FINANCE CORP	453,000.00	414,804.48	
5.125% CLEAR CHANNEL OUT	310,000.00	305,809.51	
5.125% NEWS CORP	865,000.00	839,170.75	
5.125% WYNN MACAU LTD	558,000.00	534,921.12	
5.25% INTERNATIONAL GAME	967,000.00	960,199.66	
5.25% NOVA CHEMICALS COR	543,000.00	541,082.17	
5.375% CCO HLDGS LLC/CAP	1,611,000.00	1,599,034.78	
5.375% MELCO RESORTS FIN	915,000.00	858,906.10	
5.375% ONEMAIN FINANCE	287,000.00	281,239.27	
5.5% CQP HOLDCO LP/BIP-V	1,164,000.00	1,143,982.34	
5.5% EDGEWELL PERSONAL C	185,000.00	183,405.13	
5.5% VISTRA OPERATIONS	462,000.00	461,396.35	
5.6% BUCKEYE PARTNERS LP	578,000.00	487,728.88	
5.625% GLOBAL INFRASTRUC	700,000.00	695,885.19	
5.625% MIDAS OPCO HOLDIN	430,000.00	407,758.74	
5.625% NEXSTAR ESCROW IN	94,000.00	93,799.02	
5.75% ALTICE FINANCING S	381,000.00	280,679.56	
5.75% CARNIVAL CORP	920,000.00	923,693.80	
5.75% PENNYMAC FIN SVCS	689,000.00	672,072.99	
5.85% BUCKEYE PARTNERS L	200,000.00	176,338.32	
5.875% DIRECTV HOLDINGS/	1,141,000.00	1,136,462.16	
5.875% FMG RESOURCES AUG	121,000.00	122,152.16	
5.875% HESS MIDSTREAM OP	157,000.00	158,762.32	
5.875% JH NORTH AMERICA	38,000.00	38,190.43	

5.875% KINETIK HOLDINGS	296,000.00	297,124.50	
5.875% VAR ENERGI ASA	300,000.00	307,878.00	
5.9% FOUNDRY JV HOLDCO L	580,000.00	594,935.11	
5.95% ENTEGRIS ESCROW CO	693,000.00	700,960.49	
5% FRONTIER COMMUNICATIO	332,000.00	331,870.81	
5% HILTON GRAND VAC BOR	142,000.00	136,152.21	
5% IQVIA INC	342,000.00	340,019.47	
5% VISTRA OPERATIONS CO	919,000.00	916,084.38	
6.125% CARNIVAL CORP	307,000.00	312,228.17	
6.125% JH NORTH AMERICA	55,000.00	55,635.94	
6.125% MACY'S RETAIL HLD	567,000.00	540,370.67	
6.125% ROCKET COS INC	447,000.00	452,961.86	
6.125% TENET HEALTHCARE	374,000.00	378,004.79	
6.2% CITADEL SECURITIES	600,000.00	610,291.44	
6.25% AG ISSUER LLC	435,000.00	434,994.95	
6.25% EDISON INTERNATION	60,000.00	60,964.14	
6.25% GENESEE & WYOMING	311,000.00	316,667.97	
6.25% HILCORP ENERGY I/H	583,000.00	584,674.95	
6.25% HILLENBRAND INC	232,000.00	235,257.51	
6.25% ICAHN ENTERPRISES/	382,000.00	379,674.84	
6.25% IQVIA INC	600,000.00	611,399.64	
6.25% MEDLINE BORROWER/M	247,000.00	251,786.11	
6.25% PERMIAN RESOURC OP	240,000.00	241,401.84	
6.25% XPO INC	305,000.00	308,628.89	
6.266% BEACON FUNDING TR	310,000.00	304,397.92	
6.375% BUILDERS FIRSTSOU	208,000.00	211,798.70	
6.375% CLEAN HARBORS INC	413,000.00	421,422.30	
6.375% GRAPHIC PACKAGING	620,000.00	628,697.36	
6.375% IHO VERWALTUN-PIK	270,000.00	269,157.62	
6.375% ROCKET COS INC	327,000.00	332,034.71	
6.375% TRANSDIGM INC	382,000.00	389,815.72	
6.375% WESCO DISTRIBUTIO	234,000.00	240,171.04	
6.375% WESCO DISTRIBUTIO	244,000.00	250,200.04	
6.4% MACQUARIE AIRFINANC	72,000.00	74,700.00	
6.4% REGAL REXNORD CORP	344,000.00	361,917.79	
6.5% ALLIANT HOLD / CO-I	371,000.00	377,713.98	
6.5% CLOUD SOFTWARE GRP	615,000.00	619,824.49	
6.5% INTELSAT JACKSON HL	606,000.00	617,483.70	
6.5% ITT HOLDINGS LLC	673,000.00	643,245.14	
6.5% MACQUARIE AIRFINANC	142,000.00	149,334.44	
6.5% RHP HOTEL PPTY/RHP	629,000.00	643,224.83	
6.5% RHP HOTEL PPTY/RHP	119,000.00	121,889.67	
6.5% VENTURE GLOBAL PLAQ	147,000.00	148,352.78	

6.625% BLUE RACER MID LL	161,000.00	160,939.43	
6.625% COTY/HFC PRESTIGE	319,000.00	327,634.37	
6.625% CREDIT ACCEPTANC	915,000.00	924,544.62	
6.625% FREEDOM MORTGAGE	130,000.00	129,728.63	
6.625% HILTON GRAND VAC	415,000.00	420,281.69	
6.625% TRANSDIGM INC	382,000.00	393,907.55	
6.625% UNIVISION COMMUNI	435,000.00	433,889.07	
6.625% UWM HOLDINGS LLC	525,000.00	527,059.72	
6.625% WESCO DISTRIBUTIO	234,000.00	242,599.50	
6.75% ACRISURE LLC / FIN	395,000.00	400,049.46	
6.75% BOMBARDIER INC	298,000.00	308,538.68	
6.75% BRINK'S CO/THE	400,000.00	414,293.20	
6.75% GOAT HOLDCO LLC	312,000.00	316,224.48	
6.75% JACOBS ENTERTAINME	412,000.00	397,880.76	
6.75% JANE STREET GRP/JS	321,000.00	327,384.03	
6.75% L BRANDS INC	345,000.00	351,537.75	
6.75% LCPR SR SECURED FI	367,000.00	266,812.67	
6.75% NCL CORPORATION LT	260,000.00	265,791.24	
6.75% QUEEN MERGERCO INC	315,000.00	324,819.20	
6.75% TRANSDIGM INC	321,000.00	327,347.90	
6.75% VENTURE GLOBAL PLA	183,000.00	185,127.32	
6.8% CIA DE MINAS BUENAV	163,000.00	165,420.45	
6.875% ALLIED UNIVERSAL	632,000.00	640,625.53	
6.875% CLEVELAND-CLIFFS	410,000.00	407,644.09	
6.875% L BRANDS INC	208,000.00	215,378.38	
6.875% LEVEL 3 FINANCING	314,498.00	318,804.73	
6.875% PENNYMAC FIN SVCS	398,000.00	407,607.72	
6.875% RAVEN ACQUISITION	629,000.00	633,192.41	
6.875% TRANSOCEAN POSEID	257,250.00	258,208.77	
6.875% VISTRA OPERATIONS	614,000.00	641,122.83	
6% CHS/COMMUNITY HEALTH	340,000.00	330,941.29	
6% CITADEL LP	16,000.00	16,451.72	
6% HILCORP ENERGY I/HILC	351,000.00	337,944.51	
6% LAS VEGAS SANDS CORP	204,000.00	209,968.04	
6% SMYRNA READY MIX CONC	121,000.00	120,620.00	
6% TRANSDIGM INC	160,000.00	160,592.16	
7.125% JANE STREET GRP/J	652,000.00	676,564.75	
7.125% ONEMAIN FINANCE C	414,000.00	426,447.85	
7.125% WATCO COS LLC/FIN	167,000.00	174,076.62	
7.25% AZORRA FINANCE	315,000.00	319,268.25	
7.25% BOMBARDIER INC	317,000.00	332,388.35	
7.25% HERC HOLDINGS ESCR	136,000.00	142,025.08	
7.25% JBS USA HOLD/FOOD/	267,000.00	296,486.67	

7.25% LIGHTNING POWER LL	384,000.00	402,110.59	
7.25% STONEPEAK NILE PAR	224,000.00	236,784.80	
7.25% WESCO DISTRIBUTION	179,000.00	181,226.20	
7.35% FORD MOTOR CREDIT	210,000.00	217,957.76	
7.375% CIMPRESS PLC	629,000.00	595,766.07	
7.375% MCGRAW-HILL EDUCA	320,000.00	331,736.32	
7.375% NABORS INDUSTRIES	671,000.00	666,494.81	
7.45%FORD MOTOR COMPANY	525,000.00	570,580.92	
7.5% ACRISURE LLC / FIN	499,000.00	513,686.11	
7.5% AETHON UN/AETHIN UN	391,000.00	409,156.86	
7.5% BRUNDAGE-BONE CONCR	626,000.00	620,171.53	
7.5% EQT CORP	212,000.00	216,090.49	
7.5% FORTRESS INTERMEDIA	488,000.00	510,615.87	
7.5% ONEMAIN FINANCE COR	210,000.00	218,875.44	
7.5% VENTURE GLOBAL PLAQ	118,000.00	126,491.55	
7.5% VIASAT INC	324,000.00	282,855.27	
7.625% FREEDOM MORTGAGE	315,000.00	314,734.39	
7.625% STAR LEASING CO L	602,000.00	592,159.75	
7.75% GREYSTAR REAL ESTA	423,000.00	448,184.44	
7.75% IHO VERWALTUNG-PIK	235,000.00	240,422.39	
7.75% JAGUAR LAND ROVER	645,000.00	645,469.56	
7.75% MAXAM PRILL SARL	810,000.00	804,857.31	
7.75% PETSMART INC/PETSM	420,000.00	406,333.70	
7.75% VENTURE GLOBAL PLA	129,000.00	139,803.87	
7.75% VISTRA OPERATIONS	112,000.00	118,552.44	
7.8%LIBERTY MUTUAL GROUP	300,000.00	351,208.65	
7.875% ALLIED UNIVERSAL	289,000.00	301,332.49	
7.875% BOMBARDIER INC	33,000.00	33,112.23	
7.875% CLEAR CHANNEL OUT	415,000.00	425,761.03	
7% CARNIVAL CORP	229,000.00	241,069.21	
7% FORTRESS TRANS & INFR	205,000.00	211,345.16	
7% FORTRESS TRANS & INFR	122,000.00	125,694.52	
7% HERC HOLDINGS ESCROW	136,000.00	141,420.93	
7% ILIAD HOLDING SAS	312,000.00	316,508.08	
7% ILIAD HOLDING SAS	308,000.00	314,752.90	
7% NOVA CHEMICALS CORP	570,000.00	598,623.40	
7% PERMIAN RESOURC OPTG	500,000.00	514,277.00	
7% VENTURE GLOBAL LNG IN	305,000.00	306,996.53	
7% WASTE PRO USA INC	188,000.00	195,536.73	
8.125% MACQUARIE AIRFINA	344,000.00	358,338.98	
8.125% MINERAL RESOURCES	525,000.00	524,474.16	
8.125% NGL ENERGY PARTNE	304,000.00	305,757.12	
8.125% VENTURE GLOBAL LN	320,000.00	330,078.72	

		8.25% TRIVIUM PACKAGING	200,000.00	210,657.00
		8.375% CHAMP ACQUISITION	306,000.00	323,217.21
		8.375% CITGO PETROLEUM C	1,135,000.00	1,178,969.90
		8.375% CRESCENT ENERGY F	350,000.00	349,422.08
		8.375% FREEDOM MORTGAGE	315,000.00	317,973.60
		8.375% NGL ENERGY PARTNE	306,000.00	304,358.61
		8.375% PRA GROUP INC	458,000.00	470,022.50
		8.375% TRANSOCEAN TITAN	319,380.95	327,428.71
		8.45% RESORTS WORLD/RWLV	209,000.00	206,615.70
		8.5% BAYTEX ENERGY CORP	301,000.00	300,980.46
		8.5% ILIAD HOLDING SAS	287,000.00	306,782.99
		8.5% KIMMERIDGE TEXAS GA	572,000.00	588,704.09
		8.5% RADIOLOGY PARTNERS	632,000.00	638,320.00
		8.5% RAND PARENT LLC	389,000.00	391,308.71
		8.5% UNIVISION COMMUNICA	425,000.00	421,844.41
		8.625% AG TTMT ESCROW IS	139,000.00	142,642.63
		8.625% FIRST QUANTUM MIN	545,000.00	562,439.45
		8.625% FRONTIER COMMUNIC	260,000.00	275,923.18
		8.75% BOMBARDIER INC	308,000.00	332,694.20
		8.75% FRONTIER COMMUNICA	544,000.00	569,296.54
		8.75% GLOBAL AIR LEASE C	895,000.00	919,329.14
		8.75% HELIOS SOFT/ION CO	591,000.00	607,886.64
		8.875% OCCIDENTAL PETROL	265,000.00	301,986.84
		8.875% ONESKY FLIGHT LLC	488,000.00	506,283.89
		8.875% PRA GROUP INC	173,000.00	179,692.12
		8.875% SMYRNA READY MIX	879,000.00	923,484.43
		8% CNT PRNT/CDK GLO II/F	656,000.00	546,213.26
		8% EARTHSTONE ENERGY HOL	487,000.00	497,181.22
		8% EXCELERATE ENERGY LP	258,000.00	270,629.10
		8% GRUPO NUTRESA SA	459,000.00	479,113.73
		8% NOBLE FINANCE II LLC	106,000.00	108,702.09
		8% TENNECO INC	406,000.00	401,276.19
		8% TRANSOCEAN AQUILA LTD	72,569.23	73,498.69
		8% TRANSOCEAN INC	814,000.00	805,928.29
		9.25% CREDIT ACCEPTANC	115,000.00	121,429.07
		9.25% ENCORE CAPITAL GRO	283,000.00	300,687.50
		9.25% FREEDOM MORTGAGE H	376,000.00	390,423.36
		9.25% MANITOWOC COMPANY	377,000.00	400,526.15
		9.25% MINERAL RESOURCES	699,000.00	714,876.37
		9.25% VOYAGER PARENT LLC	589,000.00	617,328.71
		9.29% NEPTUNE BIDCO US I	311,000.00	302,058.75
		9.375% CERDIA FINANZ GMB	580,000.00	603,855.40
		9.5% LABL INC	188,000.00	173,929.06

		9.5% PM GENERAL PURCHASE	305,000.00	208,925.00	
		9.5% VENTURE GLOBAL LNG	1,017,000.00	1,105,303.66	
		9.5% VISTAJET MALTA/VM H	448,000.00	455,528.64	
		9.625% FORD MOTOR COMPAN	210,000.00	241,828.92	
		9.625% SEAGATE DATA STOR	276,165.00	311,393.15	
		9.875% LIFEPOINT HEALTH	576,000.00	622,836.28	
		9.875% VENTURE GLOBAL LN	590,000.00	635,843.00	
		9% CLOUD SOFTWARE GRP IN	305,000.00	316,129.20	
		9% CONNECT FINCO SARL/CO	430,000.00	436,722.62	
		9% ENERFLEX LTD	597,000.00	612,607.36	
		9% GRUPO NUTRESA SA	226,000.00	243,248.45	
		9% HUSKY INJECTION / TIT	386,000.00	400,630.94	
		9% MOBIUS MERGER SUB	439,000.00	393,091.00	
		9% ONEMAIN FINANCE CORP	300,000.00	314,669.40	
		9% ROCKET SOFTWARE INC	617,000.00	633,940.35	
		ALLY FINANCIAL IN	281,000.00	274,615.66	
		ALLY FINANCIAL INC	205,000.00	187,128.77	
		ALLY FINANCIAL INC	195,000.00	189,091.79	
		BARCLAYS PLC	204,000.00	227,996.52	
		BARCLAYS PLC	375,000.00	379,158.00	
		BREAD FINANCIAL H	408,000.00	409,516.94	
		CVS HEALTH CORP	348,000.00	358,322.19	
		DUKE ENERGY CORP	402,000.00	416,225.49	
		GLOBAL ATLANTIC FI	776,000.00	814,101.60	
		GOLDMAN SACHS GROUP	410,000.00	430,110.91	
		PG&E CORP	304,000.00	286,902.49	
		SEMPRA	410,000.00	392,287.30	
		SEMPRA	310,000.00	296,663.51	
		TORONTO-DOMINION BANK	291,000.00	304,795.43	
		VENTURE GLOBAL LNG IN	300,000.00	294,526.89	
		VISTRA CORP	403,000.00	411,743.08	
	社債券 小計		117,426,202.00	116,989,297.95 (17,067,568,677)	
米ドル合計			117,736,202.00	117,281,467.89 (17,110,193,349)	
合計				17,110,193,349 (17,110,193,349)	

有価証券明細表注記

(注) 1．小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。

2．合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券	1銘柄	0.2%	0.2%
	社債券	290銘柄	99.8%	99.8%

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】
以下のファンドの現況は2025年 7月31日現在です。

【イーストスプリング米国高利回り社債オープン】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	18,427,214,871円
Ⅱ　負債総額	25,648,461円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	18,401,566,410円
Ⅳ　発行済口数	21,742,388,989口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8463円

（参考）

イーストスプリング米国高利回り社債オープン　マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	18,712,915,304円
Ⅱ　負債総額	292,203,194円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	18,420,712,110円
Ⅳ　発行済口数	4,037,318,486口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.5626円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】
（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。
（３）譲渡制限の内容
①　譲渡制限はありません。
②　受益権の譲渡
・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
③　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
（５）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2025年7月末現在）

資本金の額	：	649.5百万円
発行する株式の総数	：	30,000株
発行済株式総数	：	23,060株
過去５年間における主な資本金の増減	：	該当事項はありません。

（２）委託会社等の機構（2025年7月末現在）

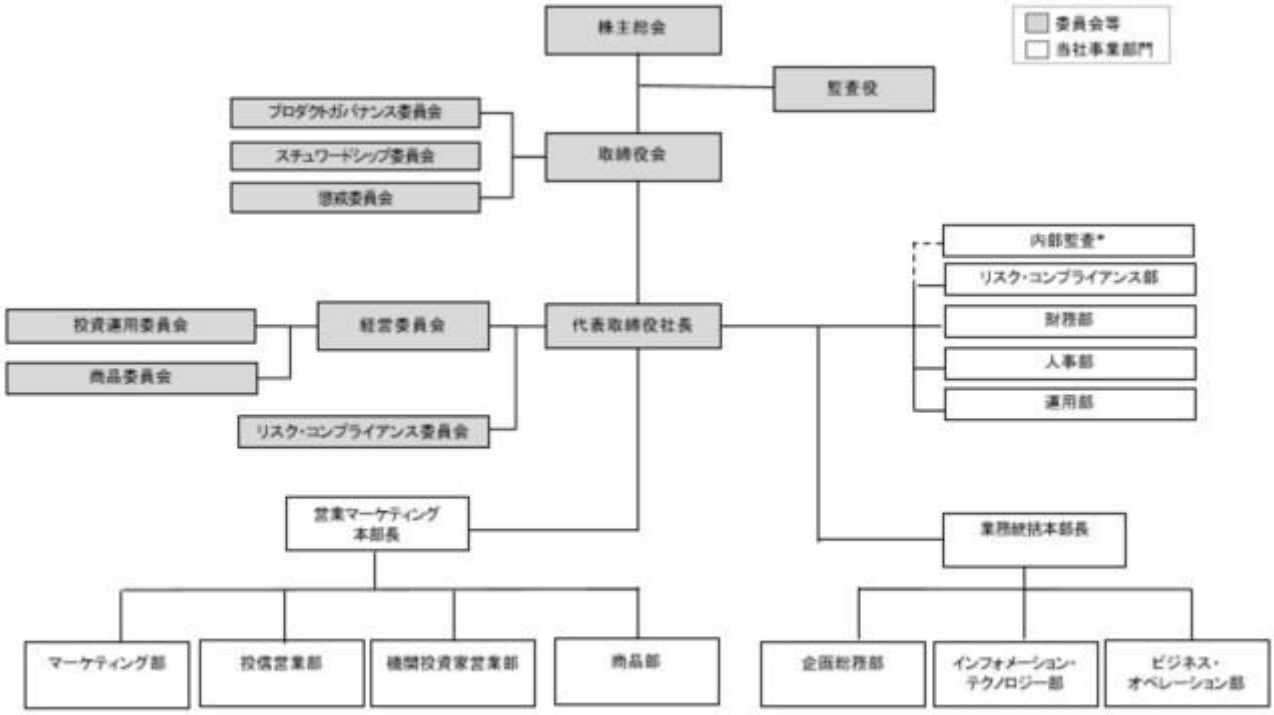

・会社の意思決定機構
取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了の時までとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。
取締役会は、取締役の中より代表取締役を1名以上選任することができます。
取締役会は、代表取締役が招集し、議長は取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。
取締役会は、定款および取締役会規程に定める事項のほか、経営委員会が上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制
投資運用委員会において投資方針を決定します。運用部は投資環境の調査・分析を行い、これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、流動性リスク等の投資リスクのモニタリングも行います。
リスク・コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況をチェックします。ビジネス・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

・監督体制
業務執行ラインからの独立性を維持し潜在的な利益相反を排除する目的で、取締役会から直接委嘱された懲戒委員会、スチュワードシップ委員会、プロダクトガバナンス委員会を設置しています。
業務執行においては、代表取締役社長から委嘱された経営委員会とリスク・コンプライアンス委員会が、各々、当社の業務執行における意思決定機関、およびその法令遵守とリスク管理状況を監視する機関として設置されています。さらに、経営委員会から委嘱された投資運用委員会と商品委員会の各々が、専門的に顧客資産の運用状況や新商品の設計などに係わる審議・報告・承認を行い、その内容を経営委員会に報告しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2025年7月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	26	898,654
合計	26	898,654

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

委託会社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条および第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年12月31日）		当事業年度 （2024年12月31日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	1,825,477		3,040,961
有価証券	13,389		10,476
前払費用	61,876		90,906
未収委託者報酬	1,543,611		2,959,382
未収入金	33,458		109,699
流動資産合計	3,477,813		6,211,425
固定資産		※1	
有形固定資産			
建物	107		101
器具備品	6,977		23,703
リース資産	0		0
有形固定資産合計	7,084		23,804
無形固定資産			
ソフトウェア	-		28,625
無形固定資産合計	-		28,625
投資その他の資産			
長期差入保証金	27,281		22,371
繰延税金資産	144,710		139,034
投資その他の資産合計	171,992		161,406
固定資産合計	179,077		213,835
資産合計	3,656,890		6,425,261
負債の部			
流動負債			
未払金			
未払手数料	857,995		1,669,440
関係会社未払金	153,822		335,477
その他未払金	34,702		58,824
未払費用	43,107		15,391
未払法人税等	95,262		728,159
預り金	19,999		13,364
賞与引当金	203,226	※2	289,349
未払消費税等	68,755		222,139

リース債務	959	959
流動負債合計	1,477,832	3,333,106
固定負債		
退職給付引当金	280,216	319,786
リース債務	1,359	399
固定負債合計	281,575	320,186
負債合計	1,759,408	3,653,292
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	631,107	1,505,593
利益剰余金合計	631,107	1,505,593
株主資本合計	1,897,482	2,771,968
純資産合計	1,897,482	2,771,968
負債・純資産合計	3,656,890	6,425,261

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）		当事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）
営業収益			
委託者報酬	4,967,312		9,668,416
運用受託報酬	9,370		-
その他営業収益	244,302		349,230
営業収益合計	5,220,984		10,017,646
営業費用			
支払手数料	2,497,032		5,227,756
広告宣伝費	70,638		72,486
調査費	163,733		291,780
委託調査費	623,280		705,794
委託計算費	102,191		109,937
通信費	8,102		7,710
諸会費	2,659		4,573
営業費用合計	3,467,638		6,420,040
一般管理費			
役員報酬	167,076		145,762
給料・手当	602,392		590,464
賞与	138,601		235,551
交際費	3,861		2,777
旅費交通費	14,486		18,903
租税公課	29,868		45,945
不動産賃借料	121,669		122,366
退職給付費用	70,977		65,662
減価償却費	1,398	※1	6,809
採用費	15,239		4,148
専門家報酬	20,139		15,233
業務委託費	31,524		38,398
敷金の償却	4,909		4,909
諸経費	92,997		131,819
一般管理費合計	1,315,142		1,428,752
営業利益	438,204		2,168,853
営業外収益			
受取利息	5		84
受取配当金	12		12
有価証券売却益	32,679		562
有価証券評価益	435		-
為替差益	1,377		-
雑収入	33		27
営業外収益合計	34,544		685
営業外費用			
有価証券評価損	-		630

為替差損	-	23,379
営業外費用合計	-	24,010
経常利益	472,748	2,145,529
税引前純利益	472,748	2,145,529
法人税、住民税及び事業税	87,072	735,366
法人税等調整額	△ 144,710	5,676
法人税等合計	△ 57,638	741,042
当期純利益	530,386	1,404,486

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	100,720	1,367,095	1,367,095
当期変動額					
当期純利益	―	―	530,386	530,386	530,386
当期変動額合計	―	―	530,386	530,386	530,386
当期末残高	649,500	616,875	631,107	1,897,482	1,897,482

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	631,107	1,897,482	1,897,482
当期変動額					
剰余金の配当	―	―	△ 530,000	△ 530,000	△ 530,000
当期純利益	―	―	1,404,486	1,404,486	1,404,486
当期変動額合計	―	―	874,486	874,486	874,486
当期末残高	649,500	616,875	1,505,593	2,771,968	2,771,968

［注記事項］

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法
   有価証券の評価基準及び評価方法
   売買目的有価証券
   時価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法
   有形固定資産（リース資産を除く）
   定額法を採用しております。
   なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
   建物　18年
   器具備品　4年～6年
   無形固定資産（リース資産を除く）
   定額法を採用しております。
   なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準
   (1) 貸倒引当金
   債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当期の計上額はありません。
   (2) 賞与引当金
   役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
   (3) 退職給付引当金
   従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しており、退職給付引当金に含めて開示しております。

4. 収益及び費用の計上基準
   当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っており、投資運用サービスから委託者報酬及び運用受託報酬を獲得しております。

契約における履行義務の充足に伴い、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

また、当社の関係会社から受け取る振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、当期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（貸借対照表関係）
※1. 固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。
有形固定資産

	前事業年度末 (2023年12月31日)	当事業年度末 (2024年12月31日)
建物	113,359千円	113,365千円
器具備品	58,171千円	61,871千円
リース資産	5,234千円	5,234千円
計	176,764千円	180,471千円

（注）上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

※2. 消費税等の取り扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（損益計算書関係）
※1. 減価償却実施額

	前事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）	当事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）
有形固定資産	1,398千円	3,934千円
無形固定資産	-千円	2,874千円
計	1,398千円	6,809千円

（株主資本等変動計算書関係）
前事業年度（自 2023年1月1日　至 2023年12月31日）
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度 期首株式数	前事業年度 増加株式数	前事業年度 減少株式数	前事業年度 末株式数
普通株式	23,060株	-	-	23,060株

2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額
該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024/3/22 定時株主総会	普通株式	500,000	利益剰余金	21,682	2023/12/31	2024/3/22

当事業年度（自 2024年1月1日　至 2024年12月31日）
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
普通株式	23,060株	-	-	23,060株

2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024/3/22 定時株主総会	普通株式	530,000	利益剰余金	22,983	2023/12/31	2024/3/22

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025/3/24 定時株主総会	普通株式	1,404,000	利益剰余金	60,884	2024/12/31	2025/3/24

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びリスク

有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収入金は、主に同一の親会社をもつ会社への債権であり、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。

また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

なお、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券	13,389	13,389	-
長期差入保証金	27,281	27,135	△146

当事業年度末（2024年12月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券	10,476	10,476	-
長期差入保証金	22,371	21,971	△ 401

（注1）現金及び預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金、未払費用及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,825,477	-	-	-
未収委託者報酬	1,543,611	-	-	-
未収入金	33,458	-	-	-
長期差入保証金	-	27,281	-	-
合計	3,402,547	27,281	-	-

当事業年度末（2024年12月31日）

(単位:千円)

	１年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,040,961	-	-	-
未収委託者報酬	2,959,382	-	-	-
未収入金	109,699	-	-	-
長期差入保証金	-	22,371	-	-
合計	6,110,042	22,371	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	13,389	-	13,389
資産計	-	13,389	-	13,389

当事業年度末（2024年12月31日）

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	10,476	-	10,476
資産計	-	10,476	-	10,476

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「有価証券」

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	27,135	-	27,135
資産計	-	27,135	-	27,135

当事業年度末（2024年12月31日）

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	21,971	-	21,971
資産計	-	21,971	-	21,971

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「長期差入保証金」

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

なお、「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

（有価証券関係）

売買目的有価証券

	前事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）	当事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）
事業年度の損益に含まれた評価差額	435千円	△ 630千円

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資

産除去債務として認識しております。
　なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（退職給付関係）
1. 採用している退職金制度の概要
　退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に係る期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）	当事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）
退職給付引当金期首残高	261,756 千円	280,216 千円
退職給付費用	86,131 千円	75,149 千円
退職給付の支払額	△ 67,671 千円	△ 35,579 千円
退職給付引当金期末残高	280,216 千円	319,786 千円

（注）上表については、役員に対する退職慰労金に係る金額を含めて表示しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）	当事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）
簡便法で計算した退職給付費用	70,977 千円	65,662 千円

（税効果会計関係）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	47,545	69,252
退職給付引当金損金算入限度超過額	85,802	97,918
未払費用否認額	7,664	25,488
未払事業税	6,049	35,905
株式報酬費用	2,456	2,472
資産除去債務	27,363	28,866
減損損失	7,940	4,922
繰越欠損金	28,779	-
有価証券評価損	174	450
その他	639	505
繰延税金資産の総額	214,415	265,782
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 28,779	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 40,925	△ 126,748
評価性引当額小計	△ 69,704	△ 126,748
繰延税金資産合計	144,710	139,034
繰延税金資産の純額	144,710	139,034

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年12月31日)　(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	28,779	28,779
評価性引当金	-	-	-	-	-	△ 28,779	△ 28,779
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。
(b) 税務上の繰越欠損金28,779千円(法定実効税率を乗じた額)の全額について、評価性引当金を計上しております。
　当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

当事業年度(2024年12月31日)
該当事項はありません。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2023年12月31日)

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.70%
住民税均等割	0.20%
評価性引当額の増減	△ 28.58%
繰越欠損金の利用	△ 18.23%
その他	0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 12.19%

当事業年度(2024年12月31日)

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.84%
住民税均等割	0.04%
評価性引当額の増減	4.44%
繰越欠損金の利用	△ 1.34%
その他	△ 0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.54%

（関連当事者情報）
前事業年度(自 2023年1月1日　至 2023年12月31日)
1. 関連当事者との取引
(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	プルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国ロンドン市	3,303百万米ドル	持株会社	被所有間接100%	管理業務の委託 情報システム関連契約	情報関連費の支払	4,111	未払金	4,055

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール)リミテッド	シンガポール	1百万シンガポールドル	投資運用業	なし	サービス契約	その他営業収益の受取(注2)	244,302	未収入金	32,418
						調査業務の委託 計算業務の委託 管理業務の委託 情報システム関連契約	委託調査費の支払(注1)	541,969	未払金	101,230
							委託計算費の支払(注1)	422		
							情報関連費の支払	22,459	未収入金	1,039
									未払金	14,056
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポール	1千5万シンガポールドル	その他サービス業	なし	情報システム関連契約	情報関連費の支払	13,768	未払金	9,227
親会社の子会社	プルーデンシャル・サービス・アジア	マレーシア	319百万マレーシアリンギット	サービス業	なし	情報システム関連契約	業務委託	712	未払金	673
親会社の子会社	プルーデンシャル・サービシズ・シンガポール・プライベートリミテッド	シンガポール	2シンガポールドル	サービス業	なし	情報システム関連契約	業務委託	24,202	未払金	24,579

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注1)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。
(注2)その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬でありま

す。
料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記
Prudential plc （ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場)
Prudential Corporation Asia Limited
Prudential Holdings Limited
Prudential Corporation Holdings Limited
Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

当事業年度（自 2024年 1月 1日　至 2024年12月31日）
1. 関連当事者との取引
(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	プルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国ロンドン市	146百万米ドル	持株会社	被所有間接100%	管理業務の委託 情報システム関連契約	情報関連費の支払	4,149	未払金	3,478
							業務委託	25,432	未払金	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール)リミテッド	シンガポール	1百万シンガポールドル	投資運用業	なし	サービス契約	その他営業収益の受取(注1)	347,593	未収入金	108,409
						調査業務の委託 計算業務の委託 管理業務の委託 情報システム関連契約	委託調査費の支払(注2)	635,211	未払金	131,295
							委託計算費の支払(注2)	50		
							情報関連費の支払	29,228	未払金	165,774
							業務委託	117,686		
親会社の子会社	プルーデンシャル・サービシズ・シンガポール・プライベートリミテッド	シンガポール	2シンガポールドル	サービス業	なし	管理業務の委託 情報システム関連契約	情報関連費の支払	2,183	未払金	-
							業務委託	24,032	未払金	12,058

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注1)その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。
料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。
(注2)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

2. 親会社に関する注記
Prudential plc （ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場)
Prudential Corporation Asia Limited
Prudential Holdings Limited
Prudential Corporation Holdings Limited
Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

（収益認識に関する注記）
1. 収益を分解した情報
当社の収益構成は次のとおりです。

	前事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）	当事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）
委託者報酬	4,967,312 千円	9,668,416 千円
運用受託報酬	9,370 千円	- 千円
その他営業収益	244,302 千円	349,230 千円
計	5,220,984 千円	10,017,646 千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

1．セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

前事業年度(自 2023年1月1日　至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	4,967,312	9,370	244,302	5,220,984

当事業年度(自 2024年1月1日　至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	9,668,416	-	349,230	10,017,646

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度(自 2023年1月1日　至 2023年12月31日)

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
イーストスプリング・インド株式オープン	1,422,702	投資運用業
イーストスプリング・インド消費関連ファンド	1,047,059	投資運用業

当事業年度(自 2024年1月1日　至 2024年12月31日)

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
イーストスプリング・インド消費関連ファンド	3,065,141	投資運用業
イーストスプリング・インド株式オープン	2,979,316	投資運用業

（注）個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位としております。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）	当事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）
1株当たり純資産額	82,284円57銭	120,206円79銭
1株当たり当期純利益金額	23,000円29銭	60,905円75銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）	当事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）
当期純利益	530,386千円	1,404,486千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純利益	530,386千円	1,404,486千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株	23,060株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

1．中間貸借対照表

（単位：千円）

	当中間会計期間末 （2025年6月30日）
資産の部	
流動資産	

現金及び預金		1,691,771
有価証券		72,318
前払費用		57,077
未収委託者報酬		2,650,937
未収入金		93,212
流動資産合計		4,565,316
固定資産	※1	
有形固定資産		
建物		98
器具備品		22,646
リース資産		0
有形固定資産合計		22,745
無形固定資産		
ソフトウェア		25,475
無形固定資産合計		25,475
投資その他の資産		
長期差入保証金		19,916
繰延税金資産		75,321
投資その他の資産合計		95,238
固定資産合計		143,459
資産合計		4,708,775
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		1,496,194
関係会社未払金		212,340
その他未払金		61,622
未払費用		13,775
未払法人税等		305,738
預り金		19,234
賞与引当金		87,832
未払消費税等	※2	64,837
リース債務		879
流動負債合計		2,262,455
固定負債		
退職給付引当金		351,216
固定負債合計		351,216
負債合計		2,613,671
純資産の部		
株主資本		
資本金		649,500
資本剰余金		
資本準備金		616,875
資本剰余金合計		616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		828,729
利益剰余金合計		828,729
株主資本合計		2,095,104
純資産合計		2,095,104
負債・純資産合計		4,708,775

2. 中間損益計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日）
営業収益		
委託者報酬		4,863,304
その他営業収益		200,904
営業収益合計		5,064,209
営業費用		3,257,342
一般管理費	※1	741,787
営業利益		1,065,079
営業外収益		
受取利息		607
受取配当金		156
有価証券売却益		18
有価証券評価益		1,356
為替差益		5,149
雑収入		2
営業外収益合計		7,288
経常利益		1,072,367
税引前中間純利益		1,072,367
法人税、住民税及び事業税		281,519
法人税等調整額		63,712
法人税等合計		345,232
中間純利益		727,135

3. 中間株主資本等変動計算書
当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	1,505,593	2,771,968	2,771,968
当中間期変動額					
剰余金の配当	―	―	△ 1,404,000	△ 1,404,000	△ 1,404,000
中間純利益	―	―	727,135	727,135	727,135
当中間期変動額合計	―	―	△ 676,865	△ 676,865	△ 676,865
当中間期末残高	649,500	616,875	828,729	2,095,104	2,095,104

［注記事項］

(重要な会計方針)
1. 資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
売買目的有価証券
時価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
建物　18年
器具備品　4年～6年

無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間の計上額はありません。

(2) 賞与引当金
役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金
従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当中間会計期間末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しており、退職給付引当金に含めて開示しております。

4. 収益及び費用の計上基準
当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っており、投資運用サービスから委託者報酬を獲得しております。

契約における履行義務の充足に伴い、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

また、当社の関係会社から受け取る振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(中間貸借対照表関係)
※1. 固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。
有形固定資産

	当中間会計期間末 (2025年6月30日)
建物	113,368 千円
器具備品	64,024 千円
リース資産	5,234 千円
計	182,627 千円

(注) 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

※2. 消費税等の取り扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)
※1. 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)
有形固定資産	3,042 千円
無形固定資産	3,150 千円
計	6,192 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数
普通株式	23,060株	-	-	23,060株

2. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025/3/24 定時株主総会	普通株式	1,404,000	利益 剰余金	60,884	2024/12/31	2025/3/24

(金融商品関係)
当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）
1. 金融商品の時価等に関する事項
2025年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。
（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券	72,318	72,318	-
長期差入保証金	19,916	19,623	△ 294

（注）現金及び預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金、未払費用及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	72,318	-	72,318
資産計	-	72,318	-	72,318

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「有価証券」

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	19,623	-	19,623
資産計	-	19,623	-	19,623

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「長期差入保証金」

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

なお、「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間 （自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 （自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益を分解した情報

当中間会計期間の収益構成は次のとおりです。

	当中間会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)
委託者報酬	4,863,304 千円
その他営業収益	200,904 千円
計	5,064,209 千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	4,863,304	200,904	5,064,209

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
イーストスプリング・インド消費関連ファンド	1,637,484	投資運用業
イーストスプリング・インド株式オープン	1,448,543	投資運用業

（注）上個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位としております。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 （自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日）
1株当たり純資産額	90,854円48銭
1株当たり中間純利益金額	31,532円34銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 （自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日）
中間純利益	727,135千円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株主に係る中間純利益	727,135千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額 （2025年3月末現在）	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称　　：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額　：51,000百万円（2025年3月末現在）

事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （2025年3月末現在）	事業の内容
池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	135,000百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	54,323百万円	
岡三にいがた証券株式会社	852百万円	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
十六ＴＴ証券株式会社	3,000百万円	
株式会社証券ジャパン※1	3,000百万円	
中銀証券株式会社	2,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000百万円	
日産証券株式会社	1,500百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307百万円	
播陽証券株式会社	112百万円	
ほくほくＴＴ証券株式会社	1,250百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
三菱ＵＦＪ eスマート証券株式会社	7,196百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社※1	5,165百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
株式会社足利銀行※1	135,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	61,385百万円	
ソニー銀行株式会社	38,500百万円	
株式会社東京スター銀行※1	26,000百万円	
PayPay銀行株式会社	72,216百万円	
株式会社みずほ銀行※1	1,404,065百万円	

みずほ信託銀行株式会社※1	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※１　新規のお申込みの取扱いは行いません。

（３）投資顧問会社

名　　称	資本金の額 （2024年12月末現在）	事業の内容
ピーピーエム アメリカ インク （PPM America, Inc.）	1,000米ドル	米国において、内外の有価証券等にかかる投資顧問業務およびその他付帯・関連する一切の業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

（３）投資顧問会社
委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社
該当事項はありません。

（２）販売会社
該当事項はありません。

（３）投資顧問会社
該当事項はありません。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2025年 1月24日	臨時報告書
2025年 4月10日	有価証券届出書
2025年 4月10日	有価証券報告書
2025年 4月23日	臨時報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年3月3日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　稲　葉　宏　和

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の２０２４年1月1日から２０２４年１２月３１日までの第２６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の２０２４年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年9月19日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　髙見　昂平

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング米国高利回り社債オープンの2025年1月11日から2025年7月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング米国高利回り社債オープンの2025年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

２０２５年9月2日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　稲　葉　宏　和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の２０２５年１月１日から２０２５年１２月３１日までの第２７期事業年度の中間会計期間（２０２５年1月１日から２０２５年6月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の２０２５年6月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２５年1月１日から２０２５年6月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
・　中間財務諸表に対する意見表明の基礎となる、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。